九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 3 章　学府・研究院制度の発足と教育・研究組織の再編

第 1 節　学府・研究院制度の発足

672　「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―

（「第 1307 回評議会記録」　1999（平成 11）年 5 月 21 日）

「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―

（平成 11 年 5 月 21 日　評議会）

1　九州大学の改革の大綱案と「研究院」構想

(1)　九州大学の改革の大綱案（平成 7 年 3 月評議会決定。以下「大綱案」という。）は、「時代の変化を先取りし、自律的に変革し、活力を維持し続けるシステムが内部にビルト・インされ、かつ国際的にも社会的にも開かれた研究大学の構築」を改革のコンセプトとし、全学一括して大学院重点化を図り、かつ附置研究所の全国共同利用化あるいは中核拠点化を推進し、研究・教育水準の飛躍的向上を図ることによって、センター・オブ・エクセレンスとしての大学院重点化大学の構築を提起した。

(2)　センター・オブ・エクセレンスとしての大学院重点化大学とは、具体的に次のような役割を強めることによって、学術研究の飛躍的発展と多様な人材の育成を図るものである。

①国際的・先端的研究の飛躍的発展
②次代を担う創造的な研究者の養成
③高度かつ専門的職業人の養成
④外国人留学生教育の充実
⑤産学連携・市民連携・社会人教育の強化

(3)　センター・オブ・エクセレンスとしての大学院重点化大学の構築のために、「大綱案」は、多様な戦略を提起したが、その中で核となるのは、全学の大学院重点化、附置研究所の全国共同利用化・中核拠点化とともに、教育・研究組織の分離により、自律的かつ柔軟にこれらの再編が可能なシステムとしての「研究院」構想である。全学の大学院重点化が最終段階に入るとともに、「学校教育法」等の改正により新しいシステムが可能になる時点で「研究院」制度を導入する。

2　研究院構想の理念・目標

(1)　理念・目標

研究院設置を構想する理念および目標（ねらい）は 2 点に集約される。

第 1 は、不確実でますます複雑化する 21 世紀の社会において、学術文化や科学技術の飛躍的発展とこれを担う人材の育成に最も適した大学の研究・教育システムを構築することである。

21 世紀の社会と科学技術を担う人材の育成には、総合的知識と社会的倫理をもちあわせ、かつ先端的・学際的な知識を身につけた学生の教育が強く求められている。そのため、学部および大学院教育において、新しい時代を先取りした教育プログラムの提供および柔軟な教育組織の再編が不可欠となっている。

これに対して、大学における研究分野構成は長い人類の歴史のなかで蓄積されてきた学術文化や科学技術に基づくものであって、一方で時代の要請によって国際的・先端的研究を推進するための再編成を迫られているとともに、他方で伝統的な安定性が保持されなければならない。

こうした教育と研究への相互に異なる要請に対応するため、学士教育組織としての学部（Undergraduate school または College）、大学院修士・博士教育組織としての研究科（Graduate school または School）を、それぞれの人材育成のニーズに基づいて編成するとともに、これらの教育組織に責任をもつ教官の組織を、研究院（Faculty）として教育組織と分離し、伝統性と先端性を調和した学問分野構成に基づいて組織編成する。

第 2 は、学部および研究科教育への教官の「責任意識」と「責任体制」の確立である。教養部の廃止と大学院の重点化の二つの組織再編が開始されて数年を経過し、全国的に解決を要する大きな問題点が発生している。教養部の廃止によって，教養教育を専ら担当する教官集団が「解体」され、教官が専攻学部や研究科に所属変更となったことから、教養教育（全学共通教育）に責任をもつ体制の維持に各大学とも苦慮している。また、大学院重点化によって、教官の所属が大学院に移るとともに、大学院生の数が飛躍的に増加し、個々の教官が学部教育よりも大学院教育に精神的にも時間的にも割かれることになり、重点化されて数年を経過した大学では、いわゆる学部教育軽視の風潮も指摘されている。教官の所属変更という「形式」の変化が、教養教育や学部教育の軽視という「内容」の変化をもたらしつつある。他方、新入生の基礎学力低下傾向も指摘されており、学部教育重視の必要性は一層強まっている。

こうした課題を解決するには、大学の教育研究組織を本来あるべき「形式」に移行させることが必要である。すなわち、教育組織としての学部・研究科と教育に責任をもつ教官の研究組織としての研究院を分離し、それぞれの組織の任務を明確にする。そのうえで、研究院に所属する教官が，集団として学部での全学共通教育や専攻教育、研究科での修士教育や博士教育に平等に責任をもつシステムを確立する。

(2)　研究院の役割等

研究院は、学術研究を推進するとともに、学部および大学院の教育に責任を持つ組織とする。研究院に大学院研究科教育に専念する教官を一部配置し、大学院の質的・量的充実をはかるとともに、学部における全学共通教育および専攻教育に責任を持つ体制を整備する。

教育および研究における自己点検・評価の一層の充実を図ることによって、研究・教育のあり方を不断に改善するとともに、研究科、学部および研究院などの教育、研究組織の柔軟な再編成を自律的に推進していくものとする。

3　研究院の編成と組織

(1)　研究院の編成については、新しい発展動向を含めて、学問の歴史を通して確立・発展してきた系統性と学際性を考慮した分野構成をベースとするとともに、研究科教育と学部教育に責任を持つことを十分に配慮して編成する。研究院の内部は、専攻分野の近接性を考慮して、部門（Department）にグループ化し、さらに部門はより小さな基本単位としての大講座によって編成される。

(2)　研究院に属する教官は、原則として大学院研究科の専攻教育を担当する。学部教育については、全学共通教育、専攻教育、社会人や留学生教育など多様な教育に積極的に取り組むとともに、教官の過重負担を軽減することにも考慮しつつ、研究院・部門全体として責任をもつものとする。

4　大学院研究科の編成と組織

(1)　研究科の編成については、国際的・先端的研究者、高度専門職業人等を養成するという目的から、研究分野そのものの編成を重視したものとする。そのため研究科の編成は、研究院の編成と類似したものになるが、研究科は新しい人材の育成の必要に応じて柔軟に再編成されるので、両者は厳密に 1 対 1 の対応をするものではなく、時の経過とともに両者の乖離が拡大していくものと思われる。

(2)　研究科に専攻を置き、専攻ごとに学生定員を定める。

(3)　研究科に兼担講座を置き（附置研究所やセンターが参画する場合は協力講座とする。）、研究院や研究所等に所属する教官の安定した教育・管理責任を明確にする。

5　学部の編成と組織

(1)　学部は幅広い教養と専門的知識及び総合的知識を教授する学士課程の教育組織であり、従来学部が持っていた高等教育機関としての性格をベースに、研究者養成、高度専門職業人養成等の基礎課程としての位置づけを加味し 3 つに類型化さ

れる。

A.　総合領域型の学部（自由学部）――― 総合的教育中心

B.　専門領域型の学部（文科系・自然科学系の学部群）

―――専門教育中心＋総合的教養

C.　目的専修型の学部（医歯薬系の学部群）

―――専門的職業の資格・能力の修得中心＋総合的教養

(2)　学部においては、総合的な教育によって、幅広い教養と基礎的な知識・技術を系統的に修得させ、また、学習の過程において専攻分野の変更が容易なシステムとするため、「コース（仮称）」を置くことができる。

コースについては，固定的な入学定員を定めず、施設・設備、担当教官数を考慮した履修学生数のおおよその目安を定め、学生の能力・適性や希望に弾力的に対応できるようにする。各学部においては、原則として学部一括入学とする。

(3)　学部には、兼担学科目（全学共通教育科目を含む。）を置き、研究院の講座や大学教育研究センターや健康科学センター等に所属する教官の安定した教育・管理責任を明確にする。特に、全学共通教育については、研究院制度の導入を契機に新しいシステムの導入を図る。

6　管理運営

(1)　本学の管理運営の重要事項を審議するため評議会を置く。評議会は、総長、副学長、研究院長、研究科長（対応する研究院を持たない研究科のみ）、学部長、附置研究所長、病院長、図書館長、大学教育研究センター長、健康科学センター長および研究院、研究所から選出された評議員で構成することを原則とする。

(2)　学内の教育研究組織間の意思疎通ならびに日常的全学事項についての意思決定を行うための正式機関として、部局長会議を設ける。部局長会議は、総長、副学長、研究院長、研究科長（対応する研究院を持たない研究科のみ）、附置研究所長、病院長、図書館長、大学教育研究センター長、健康科学センター長で構成することを原則とする。

(3)　研究院に教授会を置き、研究院の管理運営に関する重要事項を審議するとともに、部局長の採用並びに教員の採用及び昇任に係わる選任を行う大学管理機関として位置づける。

研究院における教官人事に、教育面からの配慮も確保するため、学部教授会の代表者が参加するシステムを取り入れる。

(4)　研究科及び学部に教授会を置き、それぞれの管理運営、所属する学生に係わる重要事項を審議する。

(5)　諸委員会

将来計画小委員会、自己点検・評価委員会、教育審議会、予算経理委員会、国際交流委員会、入学試験審議会等の全学委員会は、原則として従来のものを引き継ぐとともに、評議会、部局長会議等との関係については、今後の検討事項とする。

7　附属教育研究施設及び研究所

1. 附属教育研究施設について

(1)　学内共同教育研究施設

九州大学には、学内共同教育研究施設として大学教育研究センターほか 11 施設、全国共同利用施設として大型計算機センターが置かれている。これらの施設は、本学教官等が共同して教育研究を行う施設として、また、教育研究のために共用する施設として活発な活動を行っている。これらの教育研究施設は、それぞれ固有の性格をもっていることに配慮しつつ、研究院の導入後、引き続き学内共同教育研究施設等として存続するケース、また、教官を教育研究のうえで特に密接に関連する研究院に所属させるケースなど、そのあり方は今後検討を深める。

(2)　学部等附属教育研究施設

学部あるいは大学院重点化した研究科に、それぞれ必要に応じ附属教育研究施設が置かれている。これらの施設が当該学部や研究科の教育研究に密接に関連する活動を行っていることに配慮し、研究院、研究科、学部等への附属のあり方については、今後の検討課題とする。

また、これら附属教育研究施設の教官の採用・昇任等については、これらの施設の要請に基づき、学部等の教授会において審査が行われている実態を踏まえ、原則として、該当する研究院に教官を所属させ、当該研究院が附属教育研究施設の担当を命ずることとする。

2. 研究所について

附置研究所は、純粋に特定分野の学術研究の必要性から組織されており、研究科や学部教育を担当することを前提とする研究院とは、明確な差異がある。研究所のこのような位置づけは､研究所が教育活動に関与することを否定するものではなく、その先端的、総合的研究活動を通して大学院教育の責任を分担することも研究所に期待されている。

生体防御医学研究所，応用力学研究所、機能物質科学研究所の三つの研究所は、九州大学における長年の教育研究の成果をシーズとして設置され、他の大学には見られない学術研究分野における研究者が集積し、大型でユニークな組織的研究が進められている。

今後とも、各々の分野における我が国の学術研究をリードするとともに研究成果

を通して社会に貢献することが期待されている。

　他方、研究院は、学部・研究科の教育体制の見直しのなかで、教育研究を円滑かつ適切に進めるという観点から構想されたものであり、直接的な教育上の目的に限定されず社会的要請に応える研究を組織的に進めることによって、先端的学術研究の中心的役割を果たす附置研究所とは自ずと異なった組織である。研究院と研究所がそれぞれの役割を真摯に追求することにより、九州大学全体として学術研究と高等教育を推進するという高等教育機関としての任務を果たすものである。

参　考　資　料

・研究院構想の検討経過　……参考１
・研究院制度に関する検討経過（平成 11 年３月～５月）　……参考２
・学校教育法の一部改正案（抜粋）　……参考３
・九州大学・研究院システム図解　……参考４
・研究科・研究院・学部再編（案）　……参考５
・評議会・部局長会議の構成案　……参考６

参考（1）

研究院構想検討経過

平成７年３月 30 日　九州大学改革大綱案評議会承認　――　研究院構想の決定

研究院制度導入に向けた学内審議および大学審議会答申	研究院制度導入を前提とした従来型「大学院重点化」の実施
・平成７年 12 月８日将来計画小委員会 研究院制度のもとでの管理運営案 ・平成８年１月 19 日将来計画小委員会 研究科・研究院・系の再編にかかる資料	
・平成８年４月 16 日将来計画小委員会 九州大学の改革の背景と新しいシステム ・平成８年６月４日将来計画小委員会 研究科・研究院・学部再編案 研究院および学部に代わる名称につい	

て

・平成 8 年 10 月 22 日将来計画小委員会 研究院制度のもとでの附属教育研究施設等の見直しについて	・平成 8 年 4 月システム情報科学研究科発足
・平成 9 年 6 月 3 日将来計画小委員会 「研究院制度の導入」説明資料 ・平成 9 年 9 月 19 日将来計画小委員会 九州大学の改革の進捗状況と今後の課題 ・平成 10 年 2 月 13 日大学審議会大学院部会 研究院制度について審議	・平成 9 年 4 月医学系、工学研究科重点化開始 （→11 年 4 月完了）
・平成 10 年 10 月 26 日大学審議会答申 —大学院の制度上の位置づけ— ・平成 10 年度大学改革等調査経費 （研究院制度導入のための調査費）	・平成 10 年 4 月理学研究科重点化開始 （→11 年 4 月完了） 生物資源環境科学研究科重点化開始 （→12 年 4 月完了） 人間環境学研究科発足
・平成 11 年学校教育法の改正 （研究院制度の導入制度的に可能） ・平成 11 年研究院制度導入へ向けた概算要求案作成・提出	・平成 11 年 4 月法学・薬学研究科重点化 ・平成 12 年度 人文科学、経済学、歯学研究科の重点化概算要求の提出 国際言語情報研究科設置概算要求提出

参考（2）

研究院制度に関する検討経過（平成 11 年 3 月～5 月）

平成 11.　5.　21

日　付	将来計画小委員会	文部省説明	各部局長等との話合い	そ　の　他
平成 11 年 3 月 11 日	「研究院構想の実現を目指した検討課題」を提案・審議			
3 月 17 日		高等教育局大学課に説明		
3 月 19 日	「研究院構想の実現を目指した検討			

	課題」を基に審議			
3月23日			午前…箱崎文系地区 午後…病院地区	
3月29日			筑紫地区	
4月 8日	「研究院（仮称）制度の導入について―骨子案―」を提案・審議			
4月13日			六本松地区	
4月14日				各部局から意見の提出
4月15日			箱崎理系地区	
4月16日	「『研究院（仮称）』制度の導入について―骨子案―」を基に審議			
4月27日		高等教育局大学課に説明		
4月28日	「『研究院（仮称）』制度の導入について―骨子案―」を基に審議			
5月12日	「『研究院（仮称）』制度の導入について―骨子案―」を基に審議			「全学共通教育の責任体制のあり方検討プロジェクトチーム」発足
5月12日		学術国際局研究機関課に説明		
5月13日				「各研究院等の組織編成」提出
5月21日	「『研究院（仮称）』制度の導入について―骨子案―」を基に審議・了承			

参考（3）

学校教育法の一部改正案（抜粋）

第六十六条　大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

参考（4）

九州大学・研究院システム図解

1. 学部中心型　（講座が学部に所属、専攻・学科・講座群が 1 対 1 に対応）

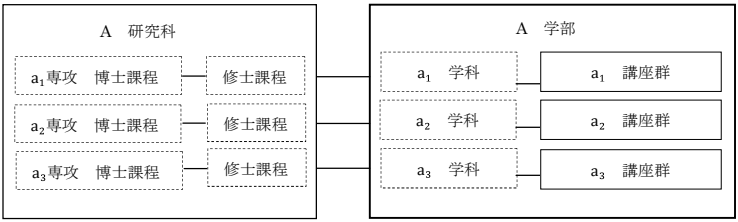

2. 大学院重点化（講座が研究科に所属、専攻・学科・講座群が 1 対 1 に対応）

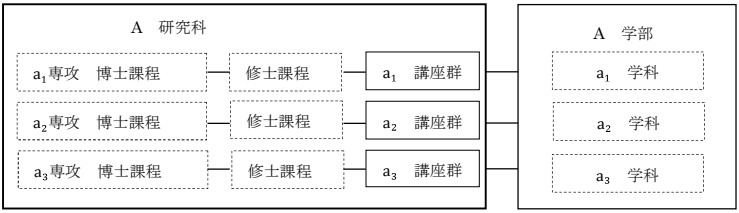

3. 研究院方式　（講座が研究院に所属、専攻・コース・講座群が柔軟に連携）

(1)専攻・コース・講座群が 1 対 1 に対応

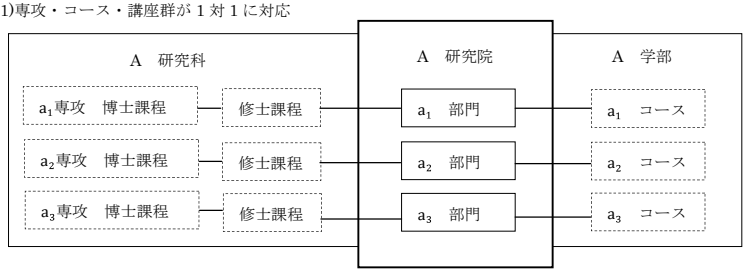

(2)専攻・コース・講座群が柔軟に連携

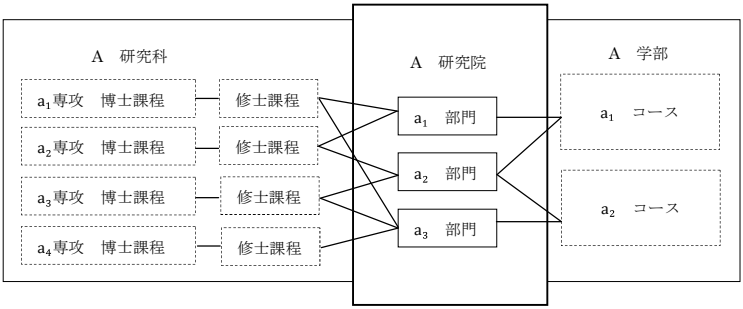

研究院、研究科、学部間の柔軟な連携

(1)　研究科・研究院・学部　－　1 対 1 対応

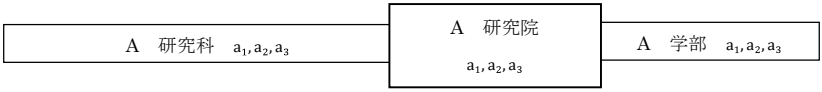

(2)　2 研究科・2 研究院・1 学部

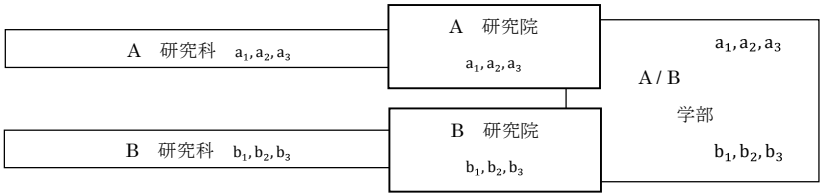

(3)　1 研究科・1 研究院・1 研究所・1 学部

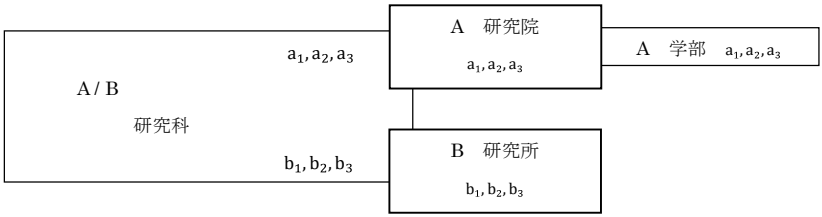

(4)　4 研究科・3 研究院・2 学部

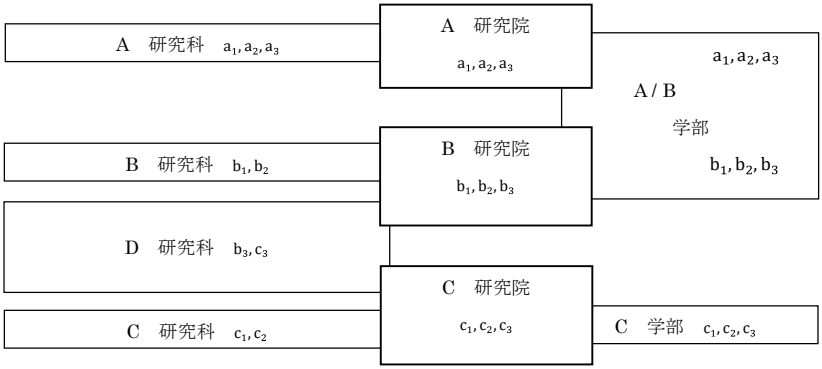

参考（5）

研究科・研究院・学部再編（案）（各研究院の名称は仮称）

（H11. 5.21）

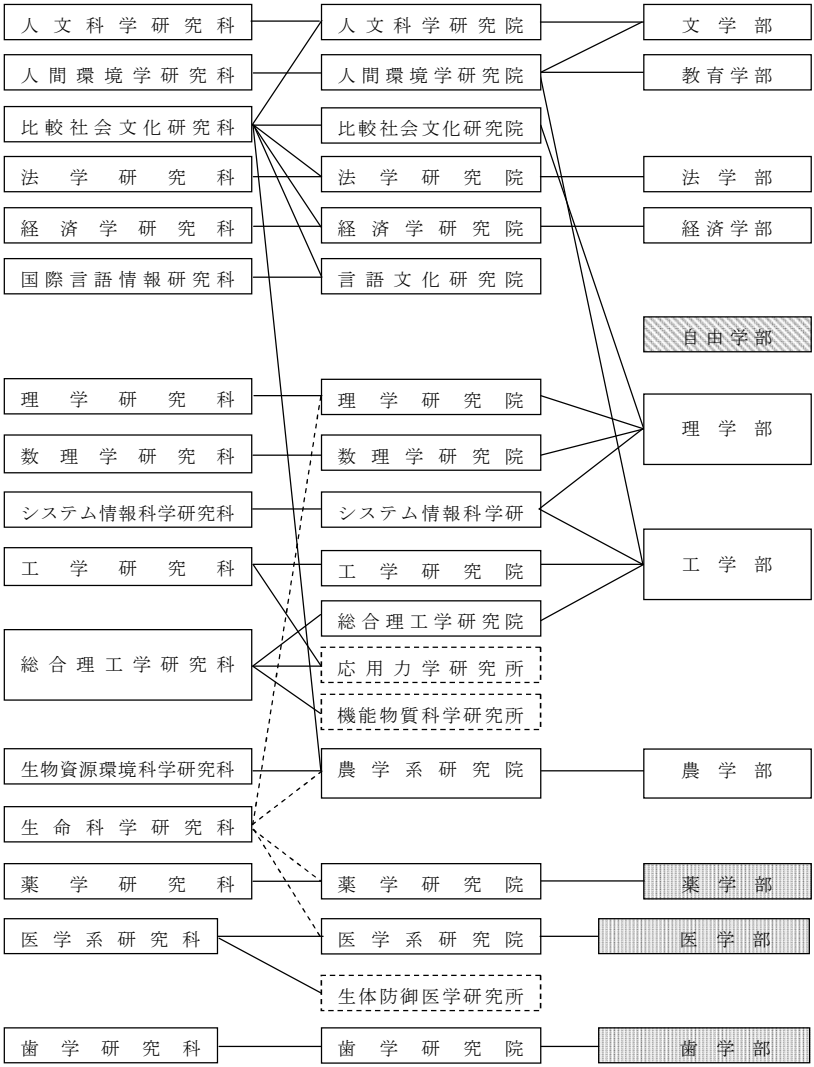

注 1. 全学共通教育との係わりについては省略
2. 「生命科学研究科」は、構想中
3. ---- : 研究所
4. ▧A …総合領域型の学部　□B …専門領域型の学部　▥C …目的専修型の学部

参考（6）

評議会・部局長会議の構成案

(1)評議会：◎（長＋2 名）、◇（長＋1 名）、○（長のみ）、△（院長と兼任）

(2)部局長会議：網かけ

	研究院	研究所	研究科	学部
人文科学	◎	－	△	◌
※人間環境学	◎	－	△	◌
比較社会文化	◎	－	△	－
法学	◎	－	△	◌
経済学	◎	－	△	◌
言語文化	◎	－	△	－
自由	－	－	－	◌
理学	◎	－	△	
数理学	◎	－	△	◌
システム情報科学	◎	－	△	-----
工学	◎	－	△	◌
総合理工学	◎	－	△	
応用力学	－	◇		－
機能物質科学	－	◇		－
農学系	◎	－	△	◌

	研究院	研究所	研究科	学部
薬学	◎	－	△	◌
医学系	◎	－	△	◌
歯学	◎	－	△	◌
生体防御医学	－	◇		－

附属病院（医）	病院長	○
（歯）	病院長	○

附属図書館	図書館長	○
大学教育研究センター	センター長	○
健康科学センター	センター長	○

総長	○
副学長	○ ○
事務局長	

・評議会構成　　70（45、6、0、19）

・部局長会議構成 27（15、3、0、 9）

注 1.「人間環境学研究院」の学部欄は、「教育学部」である。
　2. ◌ については、今後検討する。

〔註〕原本一部縦書き。

673　「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―補足

（「第 1309 回評議会記録」　1999（平成 11）年 7 月 27 日）

「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―補足

（平成 11 年 7 月 27 日　将来計画小委員会）

○　平成 11 年 5 月 21 日の評議会において、「『研究院（仮称）』制度の導入について－骨子案－」が承認された。ここでは、平成 7 年 3 月に評議会で決定された「九州大学の改革の大綱（案）」がめざす「センター・オブ・エクセレンスとしての大学院重点化大学の構築」の一環として、「全学の大学院重点化、附置研究所の全国共同利用化・中核拠点化とともに、教育・研究組織の分離により、自律的かつ柔軟にこれらの再編が可能なシステム」として、「研究院（仮称）」構想が提案、承認された。

○　この研究院構想の理念としては、第 1 に、不確実でますます複雑化する 21 世紀の社会における研究および教育に対する要請に柔軟に対応できる研究・教育システムを構築するため、教官の研究組織を「研究院」として教育組織と分離すること、第 2 に、分離された「研究院」に所属する教官が、大学院教育はもちろん、学士課程教育にも集団としての責任を明確にすることの 2 点を掲げた。

研究院の編成については、「新しい発展動向を含めて、学問の歴史を通して確立・発展してきた系統性と学際性を考慮した分野編成とする」こと、また、研究科の編成については、「国際的・先端的研究者，高度専門職業人等を養成するという目的から、研究分野そのものの編成を重視したものとする。そのため、研究院の編成と類似したものになる」と，研究院と研究科の関係について指摘した。

他方、学部については、「幅広い教養と専門的知識及び総合的知識を教授する学士課程」として位置づけ、「研究院」・「研究科」とは独自の論理で編成するものとした。

○　今国会で改正された「学校教育法」の第 66 条において、「大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる」と新たに規定された。

九州大学の提起している研究院構想は、基本的には、第 66 条のただし書きに該当し、大学院における教育・研究の基本組織である研究科を、教育上の目的に応じて組織する「教育組織」と、研究上の必要性を考慮して組織する「研究組織としての研究院」に分離するものとみることができる。他方、学士課程に関しては、学校教育法第 53 条に基づいて、教育研究上の基本組織としての「学部」を置く。その意味では、九州大学の「研究院構想」は全学大学院重点化した大学における、大学院の教育・研究組織の「教育組織」と「研究組織」の分離を含意するものである。

大　学　院	学　　府	研　究　院
学　　部	学　　部	

〔例〕

人文科学研究院　－　人文科学府　－　文学部
法学研究院　－　法学府　－　法学部
医学研究院　－　医学府　－　医学部
比較社会文化研究院　－　比較社会文化学府

「研究院」は研究者（学部・大学院教育を担当）の所属する所。研究者集団の組織を指す。
「学府」は従来の研究科に当たる。「学部」の専門教育を修了した者が更に高次の学問を研鑽するための教育組織である。
「府」とは元来「くら」（倉）の意味で、文書・財貨を収蔵する所。また、集められた物を治める役所を意味した。中国においては、「学府」は学術の中心となる場所を意味し、また学問に深く精通した人物を指す語であった。大学院において優秀な学生が集められ、各専門分野における最高次元の学問が教授される場であることから、これを「学府」と名付ける。わが国における最高の教育組織である。

研究院について

学校教育法第 66 条ただし書きに定める組織のうち、研究上の基本組織として設けるものの名称としては、以下の理由から、「研究院」がもっとも適切であると考える。

1) 名称から、この組織が研究上の組織であることが容易に理解できる。
2) わが国とともに漢字文化圏に属する中国や台湾、韓国などでは、下の例のように「研究院」が国立の権威ある研究機関名として現に用いられており、「研究院」は研究機関名称の漢語表記として広く通用するものである。
   例）敦煌研究院、中国環境科学研究院、福建省中医薬研究院（以上、中国）
   国立中央研究院、中山科学研究院、中華経済研究院（以上、台湾）
   韓国精神文化研究院、国立国語研究院、言語情報開発研究院（韓国）
3) わが国では、フランスの、Ecole Pratique des Hautes Etudes を「国立高等研究院」、Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales を「国立社会科学高等研究院」と訳すなど、欧米の研究機関に対する和訳名称として「研究院」を用いることがしばしばあり、わが国においても「研究院」という語は違和感なく受け入れられるものである。
4) わが国の国立研究機関では、現在のところ正式名称として「研究院」を使用したものがなく、他の研究機関との名称上の混乱・混同を避けることができる。

674　研究院（仮称）制度における研究院長、学府長及び学部長の取扱いに関する申合せ

（「第 1316 回評議会記録」　2000（平成 12）年 2 月 18 日）

研究院（仮称）制度における研究院長、学府長及び学部長の取扱いに関する申合せ

平成 12 年 4 月 1 日

評　議　会　決　定

1. 研究院制度の下では、研究院と学府・学部の 3 つの組織が一体として効率的で責任ある運用が図られることが不可欠であることから、研究院長が学府長・学部長ともに兼ねるものとする。

　なお、複数の研究院が平等に学部教育に責任を持つ場合は、関係部局の協議のもとで、当該研究院長のうちから学部長を選任するものとする。

2. 人間環境学研究院は、教育学、人間科学及び建築学等の異なる分野から構成された学際的な研究院であることから、同研究院長が教育学部長を兼ねることは適当でないので、別に教育学部長を選出し、大学の管理運営等に参画させるものとし、今後、教育学部の組織変更があったときは、その時点で見直すものとする。
3. 1 及び 2 により各研究院長が兼ねる学府長・学部長は、当分の間別紙のとおりとする。
4. 大学院重点化に伴う研究科長、学部長及び評議員の取扱いに関する申合せ（平成 11 年 4 月 1 日評議会決定）は、廃止する。

別　紙

1　人文科学研究院長は、文学部長及び人文科学府長を兼ねるものとする。
2　人間環境学研究院長は、人間環境学府長を兼ねるものとする。
3　法学研究院長は、法学部長及び法学府長を兼ねるものとする。
4　経済学研究院長は、経済学部長及び経済学府長を兼ねるものとする。
5　理学研究院長は、理学府長を兼ねるものとする。
6　医学研究院長は、医学部長及び医学系学府長を兼ねるものとする。
7　歯学研究院長は、歯学部長及び歯学府長を兼ねるものとする。
8　薬学研究院長は、薬学部長及び薬学府長を兼ねるものとする。
9　工学研究院長は、工学府長を兼ねるものとする。
10　システム情報科学研究院長は、システム情報科学府長を兼ねるものとする。
11　農学研究院長は、農学部長及び生物資源環境科学府長を兼ねるものとする。
12　比較社会文化研究院長は、比較社会文化学府長を兼ねるものとする。
13　数理学研究院長は、数理学府長を兼ねるものとする。

14　総合理工学研究院長は、総合理工学府長を兼ねるものとする。

15　理学研究院長又は数理学研究院長は、理学部長を兼ねるものとし、当該学部長の選出にあたっては、当該研究院の協議に基づき、理学部教授会において選出方法等を定めるものとする。

16　工学研究院長、システム情報科学研究院長又は総合理工学研究院長は、工学部長を兼ねるものとし、当該学部長の選出にあたっては、当該研究院の協議に基づき、工学部教授会において選出方法等を定めるものとする。

675　研究院長（仮称）の取扱いについて

（「第 1316 回評議会記録」　2000（平成 12）年 2 月 18 日）

研究院長（仮称）の取扱いについて

平成 12 年 2 月 18 日

評　議　会　決　定

研究院制度への移行における特例措置として、各研究院に置く研究院長の選考等については、次により取扱うものとする。

1. 研究院制度発足後も現在の任期が継続する学部長及び研究科長については、研究院制度発足に伴って、当該学部長及び学府長を兼ねる研究院長へ移行するものとし、その任期は、現在の職の任期の満了日までとする。
2. 平成 12 年 3 月 31 日をもって現在の任期が満了する学部長及び研究科長並びに言語文化部長については、現行の選考規則等に基づきあらかじめ当該職の後任者の選考を行い、研究院制度発足に伴って、当該学部長及び学府長を兼ねる研究院長並びに言語文化研究院長へそれぞれ移行するものとし、その任期は、当該学部長及び研究科長並びに言語文化部長の任期の満了日までとする。
3. 各研究院長の選考規則は、研究院制度発足の日から施行するものとし、上記 1 および 2 の取扱いにより移行し、任命される研究院長は、当該選考規則で選考されたものとみなす。
4. 上記 1、2 及び 3 による研究院長への移行及び選考については、当該学部教授会及び研究科教授会並びに言語文化部教授会において、あらかじめ了承を得るとともに、研究院制度発足日後開催される各研究院教授会において追認するものとする。

676　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

（『官報』号外第 62 号　2000（平成 12）年 3 月 31 日）

○文部省令第二十七号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条の四第三項、第四条第二項、第五条第一項、第九条の四第二項、第十条及び第十三条の規定に基づき、国立学校設

置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日　　文部大臣　中曽根弘文

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　学部、教養部及び分校等（第三条―第八条の六）」を「第二節　学部、教養部及び分校等（第三条―第八条の六）
第二節の二　教育部及び研究部（第八条の七―第八条の十）」〔中略〕に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2　〔中略〕第八条の二中〔中略〕

「愛媛大学大学院連合農学研究科
九州大学大学院人間環境学研究科
九州大学大学院法学研究科
九州大学大学院理学研究科
九州大学大学院医学系研究科
九州大学大学院薬学研究科
九州大学大学院工学研究科
九州大学大学院システム情報科学研究科
九州大学大学院比較社会文化研究科
九州大学大学院数理学研究科
九州大学大学院総合理工学研究科
長崎大学大学院海洋生産科学研究科　」

を「愛媛大学大学院連合農学研究科
九州工業大学大学院生命体工学研究科
長崎大学大学院生産科学研究科　」

に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（学部の教育研究の実施）

第八条の二　次に表の上欄に掲げる国立大学の、中欄に掲げる学部の教育研究の実施に当たつては、それぞれ同表の下欄に掲げる当該大学の大学院の研究科（教育部及び研究部を含む。）が協力するものとする。

上　欄	中　欄	下　欄
	文学部	人文科学研究部、人間環境学研究部
	教育学部	人間環境学研究部
	法学部	法学研究部
	経済学部	経済学研究部
	理学部	理学研究部、数理学研究部

九州大学	医学部	医学研究部
	歯学部	歯学研究部
	薬学部	薬学研究部
	工学部	人間環境学研究部、数理学研究部、工学研究部、システム情報科学研究部、総合理工学研究部
	農学部	農学研究部

〔中略〕

第二節の二　教育部及び研究部

〔中略〕

（九州大学の学府）

第八条の八　次の表の上欄に掲げる国立学校設置法施行令第二条の四に規定する九州大学の大学院の教育部は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより学府と称する。

上　　欄	下　　欄
人文科学教育部	人文科学府
比較社会文化教育部	比較社会文化学府
人間環境学教育部	人間環境学府
法学教育部	法学府
経済学教育部	経済学府
理学教育部	理学府
数理学教育部	数理学府
医学系教育部	医学系学府
歯学教育部	歯学府
薬学教育部	薬学府
工学教育部	工学府
システム情報科学教育部	システム情報科学府
総合理工学教育部	総合理工学府
生物資源環境科学教育部	生物資源環境科学府

２　前項の学府に学府長を置き、教授をもつて充てる。

〔中略〕

（九州大学の研究院）

第八条の十　九州大学の大学院に置く国立学校設置法第三条の四第一項に規定する研究部は、次のとおりとする。

人文科学研究部

比較社会文化研究部

人間環境学研究部
法学研究部
経済学研究部
言語文化研究部
理学研究部
数理学研究部
医学研究部
歯学研究部
薬学研究部
工学研究部
システム情報科学研究部
総合理工学研究部
農学研究部

2　前項の研究部は、それぞれ研究院と称する。

3　研究院に研究院長を置き、教授をもつて充てる。

〔中略〕

第二十条の四の四第一項中「大阪大学」及び「九州大学」を削る。

第二十条の四の五第一項中「東京大学」の下に「、大阪大学及び九州大学」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

〔中略〕

第二十条の四の七

〔中略〕

3　〔中略〕

第二十条の五の二第一項中「九州大学」を削る。

〔中略〕

13　〔中略〕

第二十九条中「国立大学の学部」の下に「、研究科（教育部及び研究部を含む。以下同じ。）」を加え、「、附属学校並びに別表第九の三に掲げる研究科及び」を「並びに附属学校その他」に改める。

第二十九条の二第二項中〔中略〕「九州大学」を「九州大学　九州芸術工科大学　佐賀大学」に〔中略〕改める。

〔中略〕

別表第一九州大学の項の次に次のように加える。

九州芸術工科大学	二

〔中略〕

別表第一の二を次のように改める。

〔中略〕

九州大学	二
九州芸術工科大学	二

〔中略〕

別表第六〔中略〕九州大学の項中「、水産実験所、生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター」を削〔中略〕る。

〔中略〕

別表第六の二九州大学の項を次のように改める。

九州大学	人間環境学府	発達臨床心理センター
	理学府	臨海実験所
	薬学府	薬用植物園
	生物資源環境科学府	水産実験所
	理学研究院	地震火山観測研究センター
	医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、動物実験施設
	工学研究院	環境システム科学研究センター
	システム情報科学研究院	超伝導科学研究センター
	農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕九州大学の項中「、情報処理教育センター」を削り、「アドミッションセンター」の下に「、総合研究博物館」を〔中略〕加える。

〔中略〕

附　則

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　九州大学大学院人間環境学研究科、法学研究科、理学研究科、医学系研究科、薬学研究科、工学研究科、システム情報科学研究科、比較社会文化研究科、数理学研究科及び総合理工学研究科〔中略〕は、改正後の第八条の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、当該研究科に研究科長を置くものとする。

〔中略〕

12　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「九州大学大学院システム情報科学研究科」を「九州大学大学院システム情報科学研究院」に、「九州大学大学院人間環境学研究科」を「九州大学大学院人間環境学府」に、「九州大学大学院工学研究科」を「九州大学大学院工学研究院」に改める。

〔註〕原本縦書き。

677　九州大学教授会通則

（2000（平成 12）年 4 月 1 日制定）

九州大学教授会通則

九州大学教授会通則（昭和二十四年八月二日施行）の全部を改正する。

（設置）

第一条　国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七条の四の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の各学府、各研究院、各学部、各附置研究所及び健康科学センター（以下「部局」という。）に、教授会を置く。

（構成員）

第二条　各学府の教授会（以下「学府教授会」という。）の構成員は、当該学府の講座を担当する教授とする。

2　各研究院の教授会（以下「研究院教授会」という。）の構成員は、当該研究所所属の教授とする。

3　各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

一　研究院の所属で当該学部の学科目又は附属教育研究施設を担当する教授

二　学部附属病院所属の教授

4　各附置研究所の教授会（以下「研究所教授会」という。）の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

5　健康科学センターの教授会（以下「健康科学センター教授会」という。）の構成員は、健康科学センター所属の教授とする。

6　教授会には、助教授その他の職員を加えることができる。

（審議事項）

第三条　学府教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

一　学府長の採用のための選考に関すること。

二　附属施設の長の採用のための選考に関すること。

三　学府の講座を担当する教官の選考に関すること。

四　非常勤講師等の任用に関すること。
五　学府に係る重要事項に関すること。
六　授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関すること。
七　学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関すること。
八　学生の除籍、懲戒等に関すること。
九　修士及び博士論文の審査等学位の授与に関すること。
十　外国人留学生、研究生等に関すること。
十一　学府内の諸規則等の制定改廃に関すること。
十二　学府教育に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
十三　その他学府の管理運営に関すること。

2　研究院教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
一　研究院長の採用のための選考に関すること。
二　附属施設の長の採用のための選考に関すること。
三　評議員の選出に関すること。
四　教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
五　教官の教育・研究業務に係る重要事項に関すること。
六　研究員等に関すること。
七　研究院内の諸規則等の制定改廃に関すること。
八　研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
九　教官の教育業務に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
十　その他研究院の管理運営に関すること。

3　学部教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
一　学部長の採用のための選考に関すること。
二　附属施設の長の採用のための選考に関すること。
三　学部の学科目を担当する教官の選考に関すること。
四　附属病院の教官に係る教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
五　非常勤講師等の任用に関すること。
六　学部に係る重要事項に関すること。
七　授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関すること。
八　学生の入学、卒業、休学、退学等に関すること。
九　学生の除籍、懲戒等に関すること。
十　外国人留学生、研究生等に関すること。
十一　学部内の諸規則等の制定改廃に関すること。
十二　学部教育に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

十三　その他学部の管理運営に関すること。

4　研究所教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

一　研究所長の採用のための選考に関すること。

二　附属施設の長の採用のための選考に関すること。

三　評議員の選出に関すること。

四　教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。

五　教官の研究業務に係る重要事項に関すること。

六　研究員等に関すること。

七　研究生等に関すること。

八　研究所内の諸規則等の制定改廃に関すること。

九　研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

十　その他研究所の管理運営に関すること。

5　健康科学センター教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

一　健康科学センターの長の採用のための選考に関すること。

二　教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。

三　教官の研究業務に係る重要事項に関すること。

四　研究員等に関すること。

五　研究生等に関すること。

六　健康科学センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。

七　研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

八　その他健康科学センターの管理運営に関すること。

（議長）

第四条　教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2　議長は、教授会を主宰する。

（議事）

第五条　教授会は、構成員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2　教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第六条　教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（代議員会等）

第七条　教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2　教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

（運営委員会等）

第八条　学内共同教育研究施設及び情報基盤センター（以下「施設」という。）に、教授会として運営委員会その他の会議（以下「運営委員会等」という。）を置く。

第九条　各施設の運営委員会等の構成員は、当該施設所属の教授及び当該施設に置かれる教授以外の者であって当該施設の教育研究に関係する教授とする。

2　運営委員会等には、助教授その他の職員を加えることができる。

第十条　運営委員会等においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

一　施設の長（大学教育研究センターの長を除く。）の採用のための選考に関すること。

二　教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。

三　教官の研究業務に係る重要事項に関すること。

四　研究員等に関すること。

五　研究生等に関すること。

六　施設内の諸規則等の制定改廃に関すること。

七　研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

八　その他施設の管理運営に関すること。

2　前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、原則として、当該施設の教育研究に関係する部局（各学府及び各学部を除く。）　の教授会において行うものとする。

（補則）

第十一条　この規則に定めるもののほか、教授会及び運営委員会等の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会又は各運営委員会等が定める。

附　則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 62 号　2000（平成 12）年 7 月 1 日現在。原本縦書き。

678　九州大学の大学院の学府及び研究院の講座に関する規則

（2000（平成 12）年 4 月 1 日制定）

九州大学の大学院の学府及び研究院の講座に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学大学院学則第四条第三項及び第四条の二第二項の規定に基づき、各学府及び各研究院に置く講座の種類その他必要な事項を定めるものとする。

（学府及び研究院に置く講座）

第二条　大学院の各学府の専攻及び各研究院の部門に置く講座は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

附　則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一

人文科学府

人文基礎専攻

○哲学・倫理学

○東洋思想

○芸術学

歴史空間論専攻

○日本史学

○アジア史学

○広域文明史学

○地理学

言語・文学専攻

○日本・東洋文学

○西洋文学

○言語学

比較社会文化学府

日本社会文化専攻

○社会構造

○文化構造

○地域構造

○基層構造

○地域資料情報

◇○自然保全情報

◇○地域社会環境開発

○経済構造

○比較基層文明

○産業資料情報

○日本語教育
国際社会文化専攻
○アジア社会
○欧米社会
○比較文化
○地球自然環境
○比較政治
○地球環境保全
○異文化コミュニケーション
○国際言語文化
人間環境学府
都市共生デザイン専攻
○アーバンデザイン学
○都市災害管理学
人間共生システム専攻
○共生社会システム学
○心理臨床学
○臨床心理相談学
行動システム専攻
○心理学
○健康行動学
発達・社会システム専攻
○教育社会計画学
○国際教育環境学
○社会学
空間システム専攻
○建築計画学
○建築環境学
○建築構造学
法学府
基礎法学専攻
○法文化学
○法史学
○法動態学
公法・社会法学専攻

○公法学
○社会法学
民刑事法学専攻
○民事法学
○刑事法学
◇○民刑事法学
国際関係法学専攻
○国際関係法学
◇○国際関係法学
政治学専攻
○政治学基礎
○政治動態分析
経済学府
経済工学専攻
○経済システム解析
○政策分析
○数理情報
産業・企業システム専攻
○産業・システム
○経営システム
○会計システム
国際経済経営専攻
○国際経済分析
○国際企業分析
◇○アジア経済調査
理学府
基礎粒子系科学専攻
○粒子宇宙論
○粒子物理学
○多体系基礎論
分子科学専攻
○有機化学系
○物理化学系
○生物化学系
○物質変換化学

凝縮系科学専攻
○凝縮系基礎論
○複雑系科学
○量子物性科学
○集合系無機化学
○集合系分子化学
○集合系物理化学
○物理有機化学
地球惑星科学専攻
○生物圏進化学
○太陽惑星系科学
○流体圏科学
○物質循環科学
○固体地球惑星物理学
○地震学・火山学
生物科学専攻
○動態生物学
○情報生物学
○分子集団遺伝学
○生体物理化学
○生体高分子学
○海洋生物学
数理学府
数理学専攻
○代数構造
○空間構造
○関数構造 .
○離散数理
○数理システム
○非線形数理
○計算数理
○社会数理
◇○数理科学
医学系学府
機能制御医学専攻

○構造解析学
○医学生物物理学
○構造機能医学
○神経病態科学
○免疫遺伝学
生殖発達医学専攻
○小児医学
○生殖常態病態学
○生殖細胞遺伝学
病態医学専攻
○病理学
○微生物免疫学
○感染防御学
○腫瘍ウイルス学
○免疫学
臓器機能医学専攻
○内科学
○外科学
○心臓血管病態制御学
○分子細胞情報学
○胸部疾患学
○臨床腫瘍学
○臨床遺伝学
○臨床免疫学
○生気候学
分子常態医学専攻
○生理科学
○生化学
○薬理学
○遺伝子工学
○細胞生物学
○実験動物学
環境社会医学専攻
○社会医学
○医療社会学

分子生命科学系専攻
○細胞工学
○機能高分子設計学
○生体機能素子学
○細胞表層機能学
○分子集団遺伝学
○遺伝情報制御学
○ゲノム解析学
歯学府
歯学専攻
○口腔常態制御学
○口腔保健推進学
○口腔機能修復学
○口腔顎顔面病態学
○全身管理歯科学
◇○口腔保健開発学
☆○口腔生体応答学
薬学府
医療薬科学専攻
○臨床薬学
○生命薬学
○医薬品情報解析学
◇○薬物送達システム学
☆○漢方医薬学
創薬科学専攻
○生体分子情報学
○医薬化学
○薬用植物育種学
◇○化学療法分子制御学
工学府
物質創造工学専攻
○応用無機化学
○機能設計化学
○生体機能化学
○バイオミメティクス

○超分子化学
物質プロセス工学専攻
○材料反応プロセス工学
○材料加工科学
○材料化学工学
材料物性工学専攻
○分子組織化学
○機能物性化学
○材料組織科学
○機能材料工学
化学システム工学専攻
○分子システム化学
○分子情報化学
○バイオプロセス化学
○生物化学工学
○環境調和システム工学
建設システム工学専攻
○建設材料工学
○建設設計工学
○防災地盤工学
○環境地盤工学
都市環境システム工学専攻
○都市システム計画学
○環境デザイン工学
○都市環境工学
○環境システム工学
海洋システム工学専攻
○沿岸海洋工学
○船舶海洋性能工学
○船舶海洋構造工学
地球資源システム工学専攻
○地球工学
○資源システム工学
○エネルギー資源工学
エネルギー量子工学専攻

○エネルギーシステム工学
○量子機能工学
○物理デバイス工学
○エネルギー環境工学
機械科学専攻
○機械強度学
○熱流体物理
○流体工学
○熱工学
○燃焼科学
知能機械システム専攻
○材料・生体機能学
○システム制御
○力学システム
○加工プロセス
○図形・計算情報学
航空宇宙工学専攻
○航空宇宙熱・流体力学
○航空宇宙機構造強度
○航行ダイナミクス
○宇宙システム工学
○大気流体工学
○流力弾性学
○複合連続体力学
システム情報科学府
情報理学専攻
○発見科学
○基礎情報学
知能システム学専攻
○認知科学
○知能処理システム
○情報認識システム
○情報メディア
情報工学専攻
○情報回路及び信号処理

○情報通信
○計算機科学
○高度情報処理システム
電気電子システム工学専攻
○電子システム工学
○システム制御工学
○電気システム工学
○超伝導工学基礎
電子デバイス工学専攻
○電子機能材料工学
○電子機能デバイス工学
○ナノ集積システム工学
総合理工学府
量子プロセス理工学専攻
○電気プロセス工学
○光機能材料工学
○量子物性学
◇○機能物性評価学
○分子プロセス工学
物質理工学専攻
○固体表面科学
○固体材料設計学
○分子物性計測学
◇○新素材開発工学
○材料物性学
○物質構造化学
○有機合成化学
先端エネルギー理工学専攻
○高密度エネルギー理工学
○先端エネルギーシステム開発学
◇○先端エネルギーシステム学
○炉心理工学
○高エネルギー物質理工学
環境エネルギー工学専攻
○流動熱工学

○熱環境工学
○輸送現象学
○エネルギー有効利用工学
大気海洋環境システム学専攻
○流体環境学
○環境基礎解析学
○環境計測学
○環境予測学
生物資源環境科学府
生物資源開発管理学専攻
○生物保護管理学
○遺伝育種学
○植物保護防疫学
○動物昆虫学
○生物的防除学
植物資源科学専攻
○植物機能利用学
○農業植物科学
○植物生産科学
○農業生産生態学
○生物環境調節学
○熱帯作物・環境学
生物機能科学専攻
○生物機能制御学
○生物機能化学
○食品バイオ工学
○応用微生物学
○海洋生命化学
動物資源科学専攻
○高次動物生産システム学
○家畜生産学
○海洋生物生産学
○水族生産学
農業資源経済学専攻
○国際農業資源開発・経営経済学

○農業関連産業組織学
生産環境科学専攻
○生産環境情報学
○地域環境科学
○生産システム科学
森林資源科学専攻
○森林圏環境資源科学
○森林機能制御学
○森林機能開発学
○生物材料機能学
○森林生態圏管理学
遺伝子資源工学専攻
○遺伝子制御学
○蛋白質化学工学
○細胞制御工学
○遺伝子資源開発学
別表第二
人文科学研究院
哲学部門
哲学
倫理学
インド哲学史
中国哲学史
芸術学
歴史学部門
日本史学
東洋史学
朝鮮史学
考古学
西洋史学
イスラム文明史学
地理学
文学部門
国語学・国文学
中国文学

英語学・英文学
独文学
仏文学
言語学
比較社会文化研究院
環境変動部門
地球変動
生物多様性
基層構造
◇自然保全情報
社会情報部門
歴史資料情報
社会変動
国際社会情報
◇地域社会環境開発
文化空間部門
文化動態
文化表象
人間環境学研究院
人間科学部門
共生社会学
心理学
心理臨床学
教育学部門
教育社会計画学
国際教育環境学
都市・建築学部門
アーバンデザイン学
都市災害管理学
建築計画学
建築環境学
建築構造学
法学研究院
基礎法学部門
法文化学

法史学
法動態学
公法・社会法学部門
公法学
社会法学
民刑事法学部門
民事法学
刑事法学
◇民刑事法学
国際関係法学部門
国際関係法学
◇国際関係法学
政治学部門
政治学基礎
政治動態分析
経済学研究院
経済工学部門
経済システム解析
政策分析
数理情報
産業・企業システム部門
産業システム
経営システム
会計システム
国際経済経営部門
国際経済分析
国際企業分析
◇アジア経済調査
言語文化研究院
言語科学部門
言語教育学
言語情報学
文化情報学部門
メディア文化情報学
比較言語文化学

理学研究院
　物理学部門
　　粒子宇宙論
　　粒子物理学
　　多体系基礎論
　　凝縮系基礎論
　　複雑系科学
　　量子物性科学
　化学部門
　　無機化学系
　　分子集合系
　　集合物性系
　　有機化学系
　　分子構造系
　　生物化学系
　地球惑星科学部門
　　生物圏進化学
　　太陽惑星系科学
　　流体圏科学
　　物質循環科学
　　固体地球惑星物理学
　　地震学・火山学
　生物科学部門
　　動態生物学
　　情報生物学
　　統合生物学
　　海洋生物学
数理学研究院
　数学部門
　　代数構造
　　空間構造
　　関数構造
　　離散数理
　◇先端数学
　数理科学部門

数理システム
非線形数理
計算数理
社会数理
◇先端数理
医学研究院
機能制御医学部門
構造解析学
医学生物物理学
構造機能医学
神経病態科学
生殖発達医学部門
小児医学
生殖常態病態学
病態医学部門
病理学
微生物免疫学
臓器機能医学部門
内科学
外科学
心臓血管病態制御学
分子細胞情報学
呼吸器病態制御学
分子常態医学部門
生理学
生化学
薬理学
実験動物学
環境社会医学部門
社会医学
医療学
分子生命科学系部門
細胞工学
機能高分子設計学
医学教育学部門

医学教育学
歯学研究院
歯学部門
口腔常態制御学
口腔保健推進学
口腔機能修復学
口腔顎顔面病態学
◇口腔保健開発学
☆口腔生体応答学
薬学研究院
医療薬科学部門
臨床薬学
生命薬学
◇薬物送達システム学
☆漢方医薬学
創薬科学部門
生体分子情報学
医薬化学
薬品植物育種学
◇化学療法分子制御学
工学研究院
化学工学部門
分子・生物システム工学
生物システム工学
応用化学部門
応用精密化学
生体機能化学
機能組織化学
分子情報システム
材料工学部門
材科反応工学
材料加工工学
材料機能工学
建設デザイン部門
構造および地震工学

環境設計材料工学
地盤学
環境都市部門
都市システム工学
都市環境学
沿岸域環境学
環境システム学
海洋システム工学部門
船舶海洋性能工学
船舶海洋構造工学
海洋システム設計学
地球資源システム工学部門
地球工学
資源システム工学
エネルギー資源工学
エネルギー量子工学部門
エネルギーシステム工学
量子機能工学
応用物理学
エネルギー環境工学
機械科学部門
機械強度学
熱流体物理
流体工学
熱工学
燃焼科学
知能機械システム部門
材料・生体機能学
システム制御
力学システム
加工プロセス
図形・計算情報学
航空宇宙工学部門
航空宇宙熱・流体力学
航空宇宙機構造強度

航空ダイナミクス
宇宙システム工学
システム情報科学研究院
情報理学部門
発見科学
基礎情報学
知能システム学部門
認知科学
知能処理システム
情報認識システム
情報メディア
情報工学部門
情報回路及び信号処理
情報通信
計算機科学
電気電子システム工学部門
電子システム工学
システム制御工学
電気システム工学
電子デバイス工学部門
電子機能材料工学
電子機能デバイス工学
ナノ集積システム工学
超伝導科学部門
超伝導科学
総合理工学研究院
融合創造理工学部門
電気理工学
固体材料物性工学
物性動力学
◇機能物性評価学
物質科学部門
固体表面科学
機能材料設計学
分子物性計測学

◇新素材開発工学
エネルギー理工学部門
高密度エネルギー理工学
エネルギーシステム学
◇先端エネルギーシステム学
エネルギー環境共生工学部門
流動熱工学
熱環境工学
流体環境理工学部門
流体環境学
農学研究院
生物資源開発管理学部門
生物保護管理学
遺伝育種学
植物保護防疫学
動物昆虫学
生物的防除学
植物資源科学部門
植物機能利用学
農業植物科学
植物生産科学
農業生産生態学
生物機能科学部門
生物機能制御学
生物機能科学
食品バイオ工学
応用微生物学
海洋生命化学
動物資源科学部門
高次動物生産システム学
家畜生産学
海洋生物生産学
水族生産学
農業資源経済学部門
国際農業資源開発・経営経済学

農業関連産業組織学
生産環境科学部門
生産環境情報学
地域環境科学
生産システム科学
森林資源科学部門
森林圏環境資源科学
森林機能制御学
森林機能開発学
生物材料機能学
森林生態圏管理学
遺伝子資源工学部門
遺伝子制御学
蛋白質化学工学
細胞制御工学
遺伝子資源開発学

備考
一　○印を冠するものは博士講座を示す。
二　◇印を冠するものは連携講座を示す。
三　☆印を冠するものは客員講座を示す。

〔註〕『九州大学規則集』追録第 62 号　2000（平成 12）年 7 月 1 日現在。原本縦書き。

679　大学院システム生命科学府設置理由書

（『九州大学大学院システム生命科学教育部設置計画書』2002　（平成 14）年 7 月 31 日）

九州大学大学院システム生命科学教育部システム生命科学専攻の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

1. 設置の趣旨

20 世紀の生命科学は、ワトソン・クリックの DNA 二重螺旋構造の発見、DNA から RNA、タンパク質へのセントラルドグマの確立、そしてヒトゲノムの全塩基配列の決定へと進展した。生命科学分野から発信された知見や技術は今や医療、 農業、工業等の殆どすべての生活・産業分野に目覚しい影響を及ぼしている。このような飛躍的な進展には、生物科学分野に加えて、情報科学、工学（化学、物理学）分野の理論と技術の導入が大きく貢献してきた。九州大学においてもこれら分野の研究者が、そ

れぞれ所属する理系研究部、研究所等において独自に、あるいは互いに協力しつつ新しい生命科学の進展に取り組んでいる。しかし、欧米先進諸国に比較すると、わが国におけるヒトゲノムの構造解析や生命科学の生活・産業への応用における寄与は必ずしも大きくなかった。今日、生命科学は上記の諸科学の融合によって総合生物学という全く新しいパラダイムの構築へと突入しようとしていることから、生命科学に関する諸分野が単に協調・ 統合するという教育研究体制では、21 世紀の生命科学の世界的な潮流に全く対処し得ないことは明らかであり、新たな教育研究組織によって将来を見据えた現代的諸課題に取り組まなければならない時期を迎えている（資料 1)。

最近におけるゲノム研究の進展は、このような新しい考えのもとで総合生物情報学として統合され、多くの学際領域を含む新しい生物学体系の構築を指向している。この構築にはナノテクノロジー等の新計測技術、膨大なデーターを処理し新たな生物モデルの構築とシミュレーションを行う情報科学ならびに生物のゲノム構造、トランスクリプトーム、プロテオーム、フィジオーム、細胞器宮の機能、発生分化を取り扱う細胞生物学との有機的融合が必須である。また、食品バイオテクノロジーや医用ナノテク・再生医工学などの未来生命工学技術を導入することにより、上述のゲノム関連研究の諸成果を先端医療テクノロジーとして実用化することが可能となる。このことによって、生物の全体像はより分子的かつシステム的にモデル化され、「システム生命科学」として生命の本質への接近が図られるのみならず、そこで得られる成果がわが国の生命科学諸分野ならびに生活・医療・産業分野にフィードバックされることが期待できる。この実現のためには、社会のための科学技術という高い倫理観を生命科学に携わる者が持つことが条件となる。

こうした新しい「システム生命科学」を創造していくためには、従来とは一新されたコンセプトから出発して、関連諸科学を再編・融合し、新規学際分野を構築することによって、時代の変遷を一層促すような総合的戦略的教育研究体制を確立することが急務である。従来の生命科学などのように、細分化と専門化を重ねていく教育研究体制ではこうした課題に応えられないことは明らかである。現在求められているのは、生物学、工学、情報科学、医学、農学、倫理学の諸分野を横断的に再編する、大胆かつ緻密な構想である（資料 2)。これにより、社会の要求に堪えうる独創性と柔軟性に富み、かつ、 最先端技術にも精通した研究者を養成することが可能となる。

2. 設置の必要性

(1)社会的必要性

20 世紀における生物学は、分子論的研究を導入することによって飛躍的に発展し近代化した。特に遺伝子操作技術の進展とゲノム塩基配列決定法の高速化によって多量

の情報が生み出され、これは、分子生物学の隆盛だけでなく、オーダーメイド医療、ゲノム創薬、生物生産の飛躍的増加を目指す分子農学など、生物学全分野においてゲノムを基礎とする新展開をもたらした。特に、今後の再生医療やナノ診断・治療に関しては、その応用が期待されている。これらの新分野はいずれもポストゲノム科学として情報科学と融合した総合生物情報学へと進展しつつある。今後これらの分野は、世界的に、生物全体を俯瞰する新しい生物学を構築すると予測されている。こうした急速な生命科学の進展に対処していくためには、生物科学、情報科学、工学などの諸科学の融合が必要となってきている。こうした学際的で世界水準の教育研究領域としてシステム生命科学が要請されている。

こうした生物学（医学を含む）と情報科学、あるいは生物学と工学という複数の素養を持つ学際的な人材が研究機関や産業界で求められており、このような人材を養成する大学院組織（教育部）を早急に立ち上げることが急務である（資料 3)。これらの人材は、情報科学、工学のセンスを持つライフサイエンティストであり、かつ、生物学のセンスを持つ工学、情報科学者である。同時に、新規の産業や研究分野の創出のためには、倫理観および事業感覚を備えた人材でなければならない。現在、学内、国内において、生物科学、情報科学、工学における複数の分野に精通している教官は非常に少ない。したがって、新教育部では、情報科学、工学、生物学の教育研究にそれぞれ実績を持つ専門教官の参加が不可欠となる。本学には、これらに実績を持つシステム情報科学研究部、工学研究部、数理学研究部、理学研究部、医学研究部、歯学研究部、薬学研究部、農学研究部、生体防御医学研究所、機能物質科学研究所等があるので、これらの教官が協力し教育研究にあたれば、システム生命科学教育部は新しい生命科学の教育研究の一大拠点となるに違いない。

(2)アジア諸国における本学の役割

本学は国内の他の教育研究機関と比較して、地理的、歴史的に、アジア諸国における教育研究や産業とより一層密接な関係を維持している。日本がアジア諸国において期待されているリーダーシップを発揮するなかで、新教育部においてアジア諸国が今後直面するであろう生命科学と関連する諸問題の解決に協力するために、当該分野における技術者や研究者の養成はますます重要になってくると予想される。アジア的な風土、文化、民族に根ざした新しい生命科学を確立することにおいて本学はリーダーシップを発揮する必要性と可能性があろう。

(3)国内外の動向

米国では、バイオインフォマティクスの分野が急速に成長している。その背景として、1990 年代以降、ヒトゲノム解読の成果の応用や疾病関連タンパク質解析に取り組

む大型の研究拠点が、NCBI、メリーランド大学、スタンフォード大学、ワシントン大学ミズリー校、ユタ大学、ハワードヒューズ医学研究所、ストワーズ医学研究所、ドナルド・ダンフォース植物科学センター、ハンツマン癌研究所、ゲノム情報資料センター、ホワイトヘッド・バイオ医学研究所など、約 20 の大学や研究所で設置されたことが指摘されている。大学院のレベルでバイオインフォマティクスを専門に教育するところは国立大学には未だ少ない。既存の学部や大学院の枠を越えた生命科学分野の大学院は、国立大学では、京都大学、東北大学、東京大学等で設置されているが、これらの大学院の研究科では生物科学情報科学領域での教育研究を行うことを主たる目的としている。本学の新教育部では、より拡大された視点から、生命工学分野を連携させ、医学・工学をも含めた新組織を構想しており、産業界を中心に、基礎科学のみならず、医薬、医療等を含めた新組織を構想しており、産業界を中心に、基礎科学のみならず医薬、医療等を含めた最先端産業の分野での日本の出遅れを取り戻すことができるものと期待される。

一方、平成 14 年度から発足している大阪大学の生命機能研究科（1 専攻：生命機能専攻）は本教育部と類似の思想で構成されているようだが、4 つの教育・研究軸を設定して比較すると、量的かつ質的な違いがある。即ち、①生物学軸は両大学でほぼ同程度の重みがあり、重み自体に違いは少ないが、質的な内容は異なり、阪大は感覚や脳機能に特化した特徴があり、本教育部は基礎的な生物学の展開を目指した教育研究に特徴がある。②工学軸もそれ自体の重みは両大学で大差はない。阪大のそれは、ロボティクスやセンサーに力点が置かれているが、本教育部のそれはナノ技術等の計測技術や機器・人工臓器の開発、生体適合材料の開発や細胞制御工学等に特徴がある。③本教育部の医科学軸は治療や診断等を含めたゲノム医療を含んでいるが、阪大のそれは明確でないようである。④情報工学軸への阪大の関わり方を読みとることは容易ではない。本教育部のそれは、シミュレーション、発見科学、データーベース、配列解析等のいわゆるバイオインフォマティクスを特徴としている。

従って、本学の新教育部では、より拡大された視点から、医学・生物学・工学・情報学の 4 分野を四位一体的に連携させた新組織を構想しており、産業界を中心に、基礎科学のみならず医薬、医療等を含めた最先端産業の分野での日本の出遅れを取り戻すことに貢献できるものと期待される。

(4)社会人教育の必要性

現在、バイオ産業に参入してきている IT 関連企業の研究・開発部門においては、工学や情報教育を受けてきている人材は豊富である。しかしながら、バイオ産業に必要なバイオインフォマティクスや未来生命工学としてどのような基礎理論が必要であるのかについては、日本国内では、まったくといっていいほど理解されていない。そ

のため、企業内再教育が必要とされているにも係わらず、その有効な方策はなく、大学での再教育の必要性が叫ばれているのが現状である。このようなニーズにこたえることができるのは学際的教育環境を充実させた本教育部などの極めて限られた教育研究分野のみである。

3. システム生命科学教育部が養成する人材

本学におけるシステム情報科学研究部、理学研究部、数理学研究部、工学研究部、医学研究部、農学研究部、生体防御医学研究所、機能物質科学研究所の 8 部局の連携をより一層緊密にし、生命科学に関わる情報科学、生物科学、工学、医学、農学の諸分野を結集し、融合するとともに、倫理学、経済学等の人文・社会科学系分野教官の参加（講義担当）の基に、新規学際大学院として「システム生命科学教育部」に結実させた。

本教育部の特徴は、従来の情報科学、工学、生物科学などの枠組みを取り払い、教育部として一体化することによって、生物科学と情報科学あるいは生物科学と工学の両方のセンスを併せ持ち、かつ、倫理ならびに特許取得、ベンチャー企業立ち上げなどの経済的視点に立って価値判断ができる技術者、研究者を養成するシステムを構築することにあり、このシステムによって社会から緊急に要請されているニーズに対して応えようとするものである（資料 4)。このようにパラダイムの転換を図るために、5 年一貫制博士課程において教育を行う。

このような教育研究機関はわが国の国立大学院組織ではいまだ実現しておらず、システム生命科学について広く深い学識を備えることで、新しい研究領域を開拓する能力と現実問題への解決能力を兼ね備えた研究者や高度専門職業人の養成が期待される。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)5 年一貫制博士課程

本教育部は、「システム生命科学」という学際的かつ新しいコンセプトのもとに、生命科学の新しい領域を担う研究者と高度の職業人の養成を目標としている。このような人材を養成するためには学際的・複合的な専門知識と研究方法の習得が必要で、このような教育研究が可能となる体制を確保する。そのため 5 年一貫制博士課程を設ける。この博士課程では、5 年の修了年限を全員に求めるものではなく、学生の特質に応じて柔軟な教育を実施する。即ち、優れた成績を修めた学生には早期に学位を授与する。企業出身の入学希望者や区分制大学院修士課程修了者に対しては、それまでの教育ならびに研究歴を審査した上で、入学させ、本教育部において、単位を認定する

など教育課程を柔軟に対応させる。

(2)教育課程の編成の考え方

これまで、情報科学、工学、生命科学（医科学、細胞生物学）領域でそれぞれ独立して行ってきた学問的蓄積を総合して、システム生命科学という新しい学問領域を構成する。そのために、システム生命科学教育部にシステム生命科学専攻 1 専攻を置き、5 年一貫制博士課程とする。このことによって、次のような教育研究効果が期待できる。

①多くの分野からのアプローチを統合することができる。

②分子から個体までのシステム生命科学の教育研究対象に対して多様な計測技術や原理を適用することができるので、システムとして全体を解明することができる。

③急速に変貌を遂げることが予測されるシステム生命科学分野の展開に応じて柔軟な教育研究体制に組み替えることができる。

④様々な特性を持った学生に対して、柔軟な教育研究を実施することができる。

⑤幅広い知識と判断力を与えることが可能となる。

⑥5 年一貫制教育によって、個人の能力に応じた柔軟な教育体制が確立できる。最先端の研究者あるいは新領域を開拓できる企業人を育成できる。

⑦教育部全体が一丸となって学生の学際教育にあたるので、修了生の全てがシステム生命科学という新しい領域を修得したことを明示できる。

(3)入学者選抜について

①　一般選抜、社会人特別選抜及び留学生特別選抜を行う。

②　選抜の方法は、外国語、小論文、面接その他必要な審査による。面接においては、個性、能力、適性、研究計画等を多元的な面から評価する。

③　新しい分野の研究者等を養成するものであるため、社会人特別選抜については、現職の研究者、技術者等の職歴、職務内容、研究計画等を重視する。

④　留学生を対象とした留学生特別選抜については、日本語能力、研究計画等を重視する。

(4)カリキュラムの編成方針及び指導体制について

本教育部は対応する学部が設置されていない。そのため、学部課程で、本教育部が行う学際教育の全分野を網羅した基礎教育を受けた学生が入学することは期待できない。このことを考慮して、情報科学、工学、生物科学またはその他の分野をそれぞれ主として学んできた学生が円滑に学際教育を受けられるように、情報科学系、工学系、生命医科学系、分子生命科学系の 4 大講座（資料 5）からそれぞれに工夫したカリキ

ュラムを提供する（資料 6)。

① 学部教育とは異なる分野の基礎知識や思考法を早い時期に修得するために、課程１年次の主として前期に基礎科目を選択する際、情報科学や工学系科目を履修してきた学生は生命医科学、分子生命科学の基礎科目を履修するように、逆に、生命医科学あるいは分子生命科学系科目を履修してきた学生は情報科学あるいは工学系科目を履修するようにしている。

② 生命倫理学は必須基礎科目とし、全学生に履修させる。

③ 課程１年次後期および２年次前期には主として専門科目を開講して、異なる分野の知識を基礎に専門分野の理解を深化する。

④ 課程２年次後期および３年次前期には、各４講座個別の授業でなく、異なる講座から複数教官が合同で特定のテーマにつきセミナー形式で行う学際開拓創成セミナーⅠとⅡを開講し、学生が学際的な視点から博士論文のテーマの選択や取り組み、副指導教官の選択等を行うことを可能にする（学際開拓創成セミナーⅠ）とともに、パラダイムシフトに導き学際領域の開拓を可能とする（学際開拓創成セミナーⅡ）を興せる体制にする。即ち、「ゲノム解析・情報処理」、「生物モデル・工学モデル」、「生物計測・工学計測」、「生物学的知識発見・機械学習」、「生物学データーベース論・一般的データーベース論」、「生物学と数理学問題に関する問題定義論」、「生物学的修復再生・人工的修復再生」、「生物学的ストレス・メカニカルストレス」等の対比課題に関して、各自の問題定義を提示するとともに立場、手法や機構の違いによる相違点を明確化し、相互理解をはかりながら今後の指針を討議する。

⑤ 課程３年次からは、本教育部が目指す専門性を高めるために、専門領域の講究を履修させる。

⑥ 大学院教育において、本教育部への入学生は、情報科学、工学あるいは生物科学について、多様な学習背景をもっていることを前提としている。個人の適正と履歴に対応した履修モデルを提示し、融合教育の目的を達成することができるように学生の指導を行う（資料 7)。

⑦ 学部レベルで相当程度の基礎教育を受けている場合と、このような基礎教育が十分でなく入学する場合とがある。加えて、文系学部出身者や社会人など各種の基礎学力を持った新入生が予想される。これに対しては、その適性に応じた基礎知識や技術が獲得できるように、入学後の数ヶ月の時期に集中した指導を行い、以後の専門科目や実験実習の基礎とする。この場合、ティーチングアシスタントやリサーチアシスタントの活用が欠かせない。

⑧ 専門教育においては、大学院生がそれぞれの特性に応じて高度な専門性、 実践的な視点を持つように、本教育部の専任教官による講義・演習に加えて、システ

ム生命科学領域における国内外の第一線の研究者、企業における実践的な研究者等を招聘し特別講義を行い、この分野の学術的ならびに企業サイドからの世界的な動向に触れさせる。

本教育部は、情報科学、工学、生物科学の融合を目指し、来るべき時代を担う研究者と高度専門職業人の育成を行うため、新しいコンセプトの科学である「システム生命科学」に関する体系的で専門的な教育研究を行う。この学問体系は、情報科学、工学、生物科学といった専門的教官によって担われるが、従来の専門領域や部局といった枠組みを超えて、新しいパラダイムの創造から取り組むことから、教育研究の達成目標である学位の名称は、システム生命科学を原則とする。

システム生命科学教育部の学位の位置づけにしたがって学位を授与するためには、新しい学問体系の構築と既存学問の研究水準の維持・発展を兼ね合わせた授与システムを確立することが必要である。即ち、課程 1、2 年次においては学部教育とは異なる分野を含む複数教官 2 名、3 年次以降は複数教官 3 名による指導体制をとる。学生は、主指導教官の指導のもとに適宜、副指導教官の指導を受けながら論文作成を進める。副指導教官は、課程 1、2 年次において他分野の教官 1 名、3 年次以後は分野の教官を含む 2 名とする。

また、本教育部では国際化を一層促進するために外国人留学生の特別選抜制度を設ける等、積極的な受け入れを図る。これら留学生に対しては、ティーチングアシスタントを活用したチューター制度整備等により指導の充実を図る。

(5)大学院学生の研究室（自習室）等の考え方

大学院学生の研究室（自習室）等については、既存の施設・設備等を使用することとする。大学院学生の研究室（自習室）は、指導教官の研究室、演習室、実習室等 40 室を予定しており、総面積は 1,011m²、収容人員は約 200 名である。また、図書・学術雑誌等は約 48,000 冊を用意しており、学生の学習環境としては、十分な条件を備えている（資料 8）。

(6)カリキュラムの特色について

カリキュラムの特色は、下記のとおりである。

①必須科目として生命倫理学を開講している。

②情報・工学系および生物系の学部を卒業した学生にはそれぞれ医科学・分子生物学系の基礎科目、情報・工学系の基礎科目を 1 年次前期に履修させ、学際的能力を身に付けることが可能な履修モデルを配置している。

③学際的教育を行う中核として、セミナー形式で行う学際開拓創成セミナーⅠとⅡをそれぞれ 2 年次後期と 3 年次前期に開講し、パラダイムシフトをはかり、博士論

文のテーマの選択や方法論を修得させる。このセミナーでは異種分野の教官がペアになり、それぞれの分野の基本論理に基づいた問題定義を交互に提案しあい、お互いの分野の教官と院生との議論により、他分野の問題を自分の分野の問題として認識することを目的とする。研究のパラダイムシフトには相互分野の共通認識を院生に持たせることが必要である。特に、情報・数理、工学分野と生物・医科学分野の間には根本的な論理展開に違いがあり、学際的な内容について他分野の教官が一般的な講義を行っても、お互いの分野の問題意識の共有は困難である。このようなセミナーは本学のみならず国内の他大学においても新しい試みであり、本教育部の中心となる講義科目であるとともに、この種の学際的分野における相互理解科目として先駆的なモデルとなることが予想される。この科目は基本的には 2 年次後期に修得するが、個人の問題意識の拡大に応じて修得が可能となるようにさらに進んだコースを 3 年次前期に配置している。

④基礎科目、専門科目、専門領域科目とそれぞれの過程を踏んだ 5 年一貫制度の基で 4 位一体教育を行う。

⑤産業界からの要望が強い、バイオインフォマティクス学会の基準に準拠したカリキュラムを実施する。

(7)履修方法及び修了要件

専攻の教育課程を実現するために、次のような科目を配置する。

①必修基礎科目：生命倫理学

②基礎科目群：4 つの講座が準備する基礎講義科目

③専門科目群：4 つの講座が準備する専門講義科目

④特別研究：学際的なテーマについて、複数指導教官の指導を得て、調査、解析、試行実験を行う。

⑤学際開拓創成セミナーⅠとⅡ：学際的な視点から博士論文のテーマ選択や学際領域の開拓を可能とするためのセミナー

⑥専門領域講究：4 つの講座が準備する専門領域講義科目

⑦博士論文指導演習

必修基礎科目と基礎科目は主として 1 年次前期、専門科目は 1 年次と 2 年次、特別研究は 1 年次から 2 年間、学際開拓創成セミナーⅠとⅡはそれぞれ 2 年次の後期と 3 年次の前期に履修する。

①必修基礎科目　2 単位

②基礎科目群から 6 単位

③専門科目群から 8 単位

④基礎科目群及び専門科目群のうち、②及び③で修得した授業科目以外の授業科目

から 6 単位以上

⑤特別研究から 6 単位

⑥学際開拓創成セミナーⅠ及び学際開拓創成セミナーⅡ　4 単位

⑦領域講究群から 4 単位以上

⑧博士論文指導演習 6 単位

5 年以上在学し、42 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

修了者には、博士（システム生命科学）の学位を授与することを原則とし、論文の内容によっては、博士（工学）、博士（理学）又は博士（情報科学）の学位を授与する。

なお、修士の学位は、修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与することができるものとする。

5. 学生の確保

学内外で生物、化学、物理、数学および人文系科目を学んだ、医歯薬系学部、理農工系学部および文系学部の出身者を受け入れる。企業や民間の研究機関等で勤務し、学際的な教育研究の機会を欲する者に対しては社会人枠として受け入れる。

本教育部は対応する学部が設置されていないものの、本教育部に参加する教官の多くは理学部、工学部、農学部等を兼担しており、これらの学部の 4 年生は卒業論文作成のためにそれぞれの教官の指導を受けており、多くの場合、定員を遥かに越すほどの学生がこれら教官の所属する大学院（教育部）に応募している。一方、東京大学において、生物学と情報科学系の教官が夏季および冬季に開催した生物情報科学関連の集中講義では、定員を遥かに越える学部学生の受講者があったと聞いている。本学ではこのような試みは行っていないが、学際領域の学問に対する学生ならびに企業の研究部門担当者の関心はきわめて高いことが明らかである。したがって、本教育部には、学内のみならず学外からも多数の応募があるものと予想される。

このように、幅広い分野からの受験生を受け入れることになるため、入学試験にあたっては、受験生の適性に配慮した内容の試験・評価を行う。

6. 修了者の予想される進路

博士課程修了者の多くは、生物科学・医学と情報・工学の最先端技術と理論の融合によって生まれる新しい分野、システム生命科学を担う研究者、民間企業研究部門や国公立研究機関においてシステム生命科学の技術に通じた全く新しいタイプのエキスパートとして育成する（資料 9)。このような博士修了者は現在多方面で既に求められ

ている。さらに、新教育部では、社会人枠の設置や企業の研究・技術者を特別講師等として教育参加を仰ぐこと等によって、基礎と応用研究とが一体となった研究教育空間を設け、企業のニーズに対応できる人材を育成する。

なお、本教育部に参加を予定している教官が所属する研究室の博士課程修了生は、その多くが国公立研究機関、大学、民間企業等で活躍している。本教育部が目指す融合領域の教育に対するこれら公的研究機関や民間企業の関心は極めて高く、そのような教育を受けた人材への需要は大きい。進歩が極めて早い生命科学の分野では、時代の展開を担い局面を大胆に切り開く創造性と柔軟性ならびに計画性に富む研究者、技術者、ベンチャー企業創業者の養成がますます必要になってくるであろう。本教育部はこれらを視野に入れた教育システムも取り入れていることから、全国的に類を見ない学際領域に通じた人材を養成・輩出できるものと期待される。

〔後略〕

680　国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（大学院システム生命科学府設置）

（『官報』号外第 69 号　2003（平成 15）年 3 月 31 日）

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成十五年三月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第百二十七号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条の二第二項、第三条の三第三項並びに第三条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の四の表九州大学の項を次のように改める。

	人文科学教育部	博士課程
	比較社会文化教育部	
	人間環境学教育部	
	法学教育部	
	経済学教育部	博士課程及び専門職大学院の課程

九州大学	理学教育部	博士課程
	数理学教育部	
	医学系教育部	博士課程及び専門職大学院の課程
	歯学教育部	博士課程
	薬学教育部	
	工学教育部	
	システム情報科学教育部	
	総合理工学教育部	
	生物資源環境科学教育部	
	システム生命科学教育部	

〔中略〕

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

〔中略〕

文部科学大臣　遠山　敦子

内閣総理大臣　小泉純一郎

〔註〕原本縦書き。

681　九州大学大学院システム生命科学府規則

（2003（平成 15）年 4 月 1 日制定）

九州大学大学院システム生命科学府規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学大学院学則（昭和五十年五月二十日施行。以下「学則」という。）及び九州大学学位規則（昭和三十二年十一月十九日施行。以下「学位規則」という。）により各学府において定めるように規定されている事項及び九州大学大学院システム生命科学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（専攻）

第二条　本学府に、システム生命科学専攻を置く。

（入学考査）

第三条　入学を志願する者に対する考査は、学力検査、健康診断及び口頭試問並びに出身の大学長（学部長又は研究科等の長）の成績証明書その他本学府の定める資料

によって行うものとする。

（転学、転学府）

第四条　転学、転学府を希望する者がある場合は、収容定員に余裕があるときに限り、システム生命科学府教授会（以下「本学府教授会」という。）の審査を経て、前条に準じた考査を行い、許可又は不許可を決定する。

2　前項により、転学、転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数については、本学府教授会において審査の上、その全部又は一部を認めることができる。

（学期）

第五条　学年を分けて次の二学期とする。

第一学期　四月一日から九月三十日まで

第二学期　十月一日から翌年三月三十一日まで

（授業及び研究指導）

第六条　本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法及び試験）

第七条　専攻の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

2　前項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

第八条　学生は、毎学期の始めに、履修しようとする授業科目を指導教官の指示に従って選定し、その授業科目を担当する教官の承認を得て、システム生命科学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

2　指導教官が必要と認めるときは、他の学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることがある。

3　前項の規定により履修した授業科目のうち課程修了の要件となる単位に充当することができる授業科目及び単位数は、本学府教授会で定める。

第九条　履修した授業科目について、試験を受けようとする者は、当該授業科目の担当教官に申し出て、その許可を受けなければならない。

2　病気その他やむを得ない事由のため受験できなかった者に対しては、本学府教授会で必要と認める場合は、追試験を行うことがある。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十条　指導教官が教育上有益と認めるときは、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2　前項の規定により修得した単位は、本学府教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3　本学府教授会において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

4　第 1 項又は前項の規定により授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けようとする学生は、本学府長の許可を受けなければならない。

第十一条　外国の大学の大学院（本学府教授会が承認した大学院に限る。）に留学した期間は、博士課程を通して、一年間を限度として課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

2　前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

（修了要件）

第十二条　本学府の博士課程の修了要件は、同課程に五年以上在学し、第七条に定める授業科目について四十二単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に三年以上在学すれば足りるものとする。

（博士論文の提出）

第十三条　博士論文は、本学府の博士課程に四年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けなければ提出することができない。ただし、優れた研究業績を上げたものは、在学期間が四年に満たなくても論文を提出することができる。

（修士の学位授与）

第十四条　学則第十九条第二項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件の有無については、本学府教授会が認定を行う。

（科目等履修生）

第十五条　科目等履修生として入学を志願できる者は、学則第二十一条第一項各号（第七号及び第八号を除く）に定める者とする。

第十六条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2　本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第十七条　科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第十八条　本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第十九条　この規則に定めるもののほか、必要がある事項については、そのつど、本学府教授会においてこれを定める。

附　則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

別表　専攻別授業科目、履習単位数及び履習方法

専攻	授　業　科　目	単　位
システム生命科学専攻	（必修基礎科目）	
	生命倫理学	二
	（生命情報科学基礎科目群）	二
	有期電子材料／デバイス基礎	二
	電子計測工学基礎	二
	情報統計学基礎	二
	データベース基礎	二
	オートマトンと言語基礎	二
	アルゴリズム基礎	二
	生命情報設計学基礎	二
	ゲノム情報解析学基礎	二
	複雑系解析基礎	二
	生物知識情報処理基礎	二
	（生命工学基礎科目群）	
	生命複雑システム論基礎	二
	細胞制御工学基礎	二
	細胞生理学基礎	二
	バイオメカニクス基礎	二
	生体輸送現象基礎	二
	ナノレベル情報計測工学基礎	二
	特許取得・バイオベンチャー立ち上げ論	二
	（生命医科学基礎科目群）	
	ゲノム構造学基礎	二
	ゲノム機能学基礎	二

	ゲノム医学情報学基礎	二
	ゲノム生体高分子学基礎	二
	細胞工学基礎	二
	機能高分子設計学基礎	二
	（分子生命科学基礎科目群）	
	分子発生細胞生物学基礎	二
	植物分子生理学基礎	二
	分子細胞生物学基礎	二
	分子神経生理学基礎	二
	生体高分子学基礎	二
	（生命情報科学専門科目群）	
	有機電子材料／デバイス特論	二
	生命情報電子計測特論	二
	生命情報統計学特論	二
	生命情報データベース特論	二
	生命情報学習特論	二
	生命情報データベース特論	二
	生命情報システム特論	二
	生命情報数理モデル特論	二
	生命情報ネットワーク特論	二
	生命機能制御情報特論	二
	数理分子生命学特論	二
	（生命工学専門科目群）	
	生命物理工学特論	二
	ゲノム・ポストゲノム工学特論	二
	生命プロセス工学特論	二
	細胞組織形成・人工臓器工学特論	二
	生体高分子化学特論	二
	食品機能工学特論	二
	分子加齢制御学特論	二
	生体熱工学特論	二

	生命機能設計学特論	二
	生体ナノテクノロジー特論	二
	臨床・医用工学特論	二
	（生命医科学専門科目群）	
	ゲノム構造学特論	二
	ゲノム機能学特論	二
	ゲノム医学情報学特論	二
	ゲノム生体高分子学特論	二
	細胞工学特論	二
	機能高分子設計学特論	二
	（分子生命科学専門科目群）	
	分子発生細胞生物学特論	二
	植物分子生理学特論	二
	分子細胞生物学特論	二
	分子神経生理学特論	二
	生体高分子学特論	二
	（特別研究）	
	生命情報科学特別研究	六
	生命工学特別研究	六
	生命医科学特別研究	六
	分子生命科学特別研究	六
	学際開拓創成セミナーⅠ	二
	学際開拓創成セミナーⅡ	二
	（生命情報科学領域講究群）	
	生命情報電子工学講究	四
	生命情報数理学講究	四
	生命情報システム学講究	四
	生命情報発見学講究	四
	生命情報解析学講究	四

	（生命工学領域講究群）	
	生命物理工学講究	四
	生命プロセス工学講究	四
	細胞制御工学講究	四
	生命機能設計学講究	四
	（生命医科学領域講究群）	
	ゲノム構造学講究	四
	ゲノム機能学講究	四
	ゲノム医学情報学講究	四
	ゲノム生体高分子学講究	四
	細胞工学講究	四
	機能高分子設計学講究	四
	（分子生命科学領域講究群）	
	分子発生細胞生物学講究	四
	植物分子生理学講究	四
	分子細胞生物学講究	四
	分子神経生理学講究	四
	生体高分子学講究	四
	博士論文指導演習	六

履修方法

一　必修基礎科目	二単位
二　基礎科目群から	六単位
三　専門科目群から	八単位
四　基礎科目群及び専門科目群のうち、二及び三で修得した授業科目以外の授業科目から	六単位以上
五　特別研究から	六単位
六　学際開拓創成セミナーⅠ及び学際開拓創成セミナーⅡ	四単位

七　領域講究群から	四単位以上
八　博士論文指導演習	六単位
	合計四十二単位以上

第２節　教育･研究組織の再編

682　九州大学教育憲章

（2000（平成 12）年 11 月 21 日制定）

九州大学教育憲章

第１条（趣旨）

九州大学は、日本国民のみならず、世界中の人々からも支持される高等教育を一層推進するために、この教育憲章を定めることとする。

第２条（教育の目的）

九州大学の教育は、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献することを目的とする。

第３条（人間性の原則）

九州大学の教育は、秀でた人間性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

(a)人間の尊厳を守り、生命を尊重すること。

(b)人格、才能並びに精神的及び肉体的な能力を発達させること。

(c)真理と正義を愛し、個性豊かな文化の創造をめざすこと。

(d)自然環境を守り、次世代に譲り渡すこと。

第４条（社会性の原則）

九州大学の教育は、秀でた社会性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

(a)自由な社会に積極的に参加し、勤労を尊び、責任ある生活を送ること。

(b)基本的人権を尊重すること。

(c)両性の平等を尊重すること。

(d)必要な政治的教養を含む市民的公共性を育成すること。

第５条（国際性の原則）

九州大学の教育は、秀でた国際性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

(a)アジアをはじめ全世界の人々の文化的、社会的、経済的発展に寄与すること。

(b)種族的、国民的及び宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること。

(c)世界の平和に貢献し、将来の世代を戦争の惨害から守ること。

(d)国際連合憲章の謳う原則を尊重すること。

第 6 条（専門性の原則）

九州大学の教育は、秀でた専門性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

(a)人間性の原則、社会性の原則及び国際性の原則並びに実際の生活に即して、専門性を深化、発展させること。

(b)科学技術の発達と学術文化の振興を融合させること。

(c)独創性、創造性を重視すること。

(d)専門家としての職業倫理を育成すること。

(e)学問の自由及び専門家の自律性を尊重すること。

第 7 条（一体性の原則及び職責の遂行等）

1．九州大学は、全学一体となって、上記の教育目的及び原則の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員及び学生は自己の使命を自覚し、その職責等の遂行に努めなければならない。

2．前項の職責を遂行するために、教育研究組織の自治及び構成員の身分は尊重されなければならない。

〔註〕『九大広報』第 16 号　2001（平成 13）年 1 月。

683　九州大学学術憲章

（2002（平成 14）年 1 月 22 日制定）

九州大学学術憲章

第 1 条（趣旨）

九州大学は、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進してゆくために、この学術憲章を定めることとする。

第 2 条（研究の使命）

(1)　九州大学は最高学府として、人類が長きにわたって遂行してきた真理探求の道とそこに結実した古典的・人間的叡知とを尊び、これを将来に伝えてゆくことを使命とする。

(2)　九州大学はまた、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出してゆくことを使命とする。

第 3 条（研究の理念と倫理性）

(1)　九州大学は、伝統に学びそこに見られる知的探求を尊びつつ、現代に生きる我々に相応しい知の深化と発展とを指向する。

(2)　九州大学は、創造的かつ独創的な学術研究を重視し、学問の自由および研究者の自律性を尊重する。

(3)　九州大学はさらに、人間的叡知と科学的知識との調和に努めつつ、諸々の知の実践的価値を追求してゆく。

(4)　九州大学は、科学が自然環境と人類の生存とに重大な影響を与えることをつねに顧慮し、自らの良心と良識とに従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努める。

第 4 条（研究の社会的・国際的貢献）

(1)　九州大学は、大学の理念としての真理探求の精神を堅持すると共に、その研究活動を通じて、長期的な視野のもと、人類の福祉と文化の発展、ならびに世界の平和に貢献してゆくべく努める。

(2)　九州大学の研究はまた、普遍性と汎用性を目指して広く社会の要請に応え、かつその立地する地域社会に貢献するものとなるよう努める。

(3)　九州大学は、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示し、さらには活発な情報発信や人的交流、諸研究機関や産業界との連携に努めながら、学術研究の国際的拠点となることを目指す。

第 5 条（研究と教育の融合）

九州大学は、世界的に活躍し得る人材を育成し輩出する使命を有しており、研究と教育との機能を調和・融合させながら、人類の未来を託するに足る人材の養成を目指す。

第 6 条（一体性と職責の遂行）

九州大学は、教職員と学生とが一体となって、上記の事柄の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員と学生は自己の使命をよく自覚し、それぞれの責任の遂行に努めなければならない。

〔註〕『九大広報』第 23 号　2002（平成 14）年 3 月。

684　九州大学外部評価報告書

（表紙）

「

九州大学

外部評価報告書

2001 年 3 月

」

まえがき

九州大学総長　杉　岡　洋　一

九州大学は、1991 年 10 月に「九州大学新キャンパス移転構想」を決定した。これを受けて、1995 年 3 月に「九州大学の改革の大綱案」、同 5 月には「続・九州大学の改革の大綱案」を定め、「国際的・先端的教育・研究拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」の 2 つを基本的なコンセプトとし、その実現のために「組織の再編・整備」、「教育・研究の改革」及び「管理・運営の強化」の 3 つの側面から多面的な改革案を提示した。

その後、本学は、如何なる評価にも耐えられる「強い九州大学」の構築を目指し、全国でも初めての「学府・研究院制度」の導入という斬新な大学改革を進めた。

このように、大胆な改革を推進するとともに、継続的に自己点検・評価活動を行い、その成果を「九州大学教育と研究 I」（1993 年 3 月）及び「九州大学教育と研究Ⅱ」（1996 年 3 月）として取りまとめ公表してきた。

さらに、1998 年 10 月の「大学審議会答申」において、「第三者評価」の実施等「多元的な評価システム」の確立が提言され、これを受けて、自己点検・評価体制を整備・充実するとともに、全学を通じて統一的な点検・評価を行うこととした。また、全学レベルでは、「自己点検・評価の行動計画」を策定して重点項目を定め、「改革サイクル」の構築を目指し、より機能的かつ戦略的な点検・評価への第一歩を踏み出した。

この多元的な評価システムの確立を意図して、2000 年 3 月、2 回にわたり外部評価委員会を開催し、1998 年度から 1999 年度に実施した 5 つの重点項目、すなわち、「大学の管理・運営」、「研究と教育の調和」、「全学共通教育」、「教育評価システム」及び「各部局の自己点検・評価体制」の自己点検・評価報告書を基に、熱心な議論を展開した。

ここに、外部評価委員会で示された、数々の示唆に富んだ貴重なご意見等を学内外に公表するため、「九州大学外部評価報告書」を刊行する。本報告書は 2 章から構成されており、第 1 章は、田中郁三外部評価委員会委員長に取りまとめていただいた「九州大学外部評価委員会報告」に各委員の個別意見を付したものである。また、第 2 章として、同報告を本学の改革に生かすという視点から、自己点検・評価委員会で検討し取りまとめた「『外部評価の取りまとめ』と九州大学の改革の課題について」を収録した。

最後に、各界において重責を担われている先生方に、本学外部評価委員会委員として多大なご尽力をいただいたことに心よりの謝意を表したい。

目　次

Ⅰ　九州大学外部評価委員会報告

九州大学外部評価委員会委員長　田　中　郁　三　……1
各外部評価委員会委員の意見
天　野　郁　夫 ……5
荒　木　邦　一 ……8
井　村　裕　夫 ……14
植　木　と　み　子 ……15
大　薗　士　郎 ……16
倉　地　幸　徳 ……17
慶　伊　富　長 ……19
作　田　　守 ……20
玉　川　孝　道 ……23
冨　浦　　梓 ……26
西　澤　潤　一 ……29
福　岡　道　生 ……31
ホセ・デルコス ……34
森　　正　夫 ……35
Ⅱ　「外部評価の取りまとめ」と九州大学の改革の課題について
九州大学自己点検・評価委員会　……39
九州大学外部評価委員会委員名簿 ……44

Ⅰ　九州大学外部評価委員会報告

平成 12 年 5 月 29 日

Ⅰ　九州大学外部評価委員会報告

九州大学外部評価委員会委員長　田　中　郁　三

1)　はじめに

上記の九州大学外部評価委員会が 3 月 2 日と 3 月 10 日に九大に於いて 2 組に分かれて開かれた。ここで杉岡総長を始めとして矢田、柴田両副学長、また学長を補佐されている教授の方々から九大の現状にいたる経過、近い将来への新しい構想、改革に取り組んでいる努力などの話があった。そのなかで大学のキャンパス移転という機会を積極的且つ意欲的にとらえ、新しい研究教育組織を構築していこうとする姿勢に、評価委員として十分理解しまた敬意を表するものである。また九州大学が我が国での大学全体の評価を最初に行ったことについても、総長を中心に次の世紀へむかっての大学像を意欲と先見性を持って創られていることであり、今後の成果が期待される。

ここに評価委員は次の 15 名である。

天野郁夫、荒木邦一、井村裕夫、植木とみ子、大薗士郎、倉地幸徳、慶伊富長、作田守、玉川孝道、冨浦梓、西澤潤一、福岡道生、ホセ・デルコス、森正夫、田中郁三

まず 15 名が 2 組に分かれて別々の日に評価委員会を行った。評価委員会を行うに当たって先ずどのように進め、またどうまとめていくかを議論をした。それには全体を 3 つの大綱に分けていくのがよいのではないかとの意見で一致した。第一として総論、九州大学の使命についてである。第二として大学の管理・運営についてである。特に意思形成のプロセスとしての総長のリーターシップと評議会、学部の運営との関連である。第三として教育と研究についてである。またこの 3 つの大綱に関連して自由に書かれること、例えば評価の観点から言及されてもよいのではないかということとなった。

評価委員のひとりひとりが独立に原稿を書き、それを田中のところに送っていただく。評価委員の 14 名と田中の原稿をまとめて九州大学の方へ提出する。

2)　九州大学の使命

九州大学の今後の使命を考えるときに、21 世紀の総合大学に相応しい新構想がまず求められるのではないだろうか。我が国における代表的な研究大学の一つであり、国際的にもその役割を果たすべき重要な立場にあることは明らかである。このことは九州地区、或いは西日本地区と言った地域の特徴を考える前に、まず日本の C.O.E.としての使命を果たすことが最も大切であることを意味している。そのためには 21 世紀における重点課題として新しい文化の形成を始め独創的な科学技術の創生に挑戦していく大学として位置づけて欲しい。また同時に幾多の分野におけるそれらの課題に対し我が国にとどまらず国際的に活躍する人材を養成することが最優先の使命であることは言うまでもない。

強い九州大学への取り組みについて、研究院・学府・学部体制を始めとする新しい構想に基づくこれからの歩みに評価と期待をかけるものである。研究院・学府・学部体制が研究と教育の両組織を分けることによって、研究と教育の新しい事態につねにフレキシブルな対応ができる点が優れている。それと同時にこの改革構想を実行にうつした際、将来に起こり易い注意点などの意見が委員から出された。特に筑波大学での経験を学ぶこともその時の参考になるように思われる。

九州大学が全国的立場における総合大学であると同時に西日本地区の中心的な拠点としての役割を担っている。そのひとつは西日本に多くの大学があり、学生の教育に関しても、大学の学術・研究の面においても近い将来において九州大学が多くの大学の中心的な役割を果たすことになるであろう。この将来の構想の構築されることを望むものである。

そのふたつは韓国研究センターの設置に代表されるように、九州地区特に福岡が朝

鮮研究にとって歴史的にもまた地理的にも最適の場所であることは言うまでもない。今後さらに新しい地域研究が育つことを切望したい。

3)　大学の管理・運営について

21 世紀をみつめて大学像を考えていく場合、最も大切なことの一つは大学の管理・運営のなかで大学の意思決定をどのような道筋ですべきかという問題であろう。従来から我が国の国立大学のほぼ全体が同じ管理運営方式をとってきたことはよく知られている。教授会の自治からのボトムアップ型である。それに対しての主な修正の意見は最近の大学審議会の答申に見られる。

そこで九州大学が従来の教授会また学部自治の管理運営方式から、どのように総長のリーダーシップを確立し学内の合意をとっていったかを今回の点検評価の主要な部分として取り扱われている。大学全体に関わる重要な問題の学内合意をとる方式として次のようにして行っている。

まず総長と両副学長により全学共通の重要な課題を設定する。この課題を両副学長が委員長をしている 4 つの全学委員会（教務委員会、改革推進専門委員会、新キャンパス委員会、自己点検・評価委員会）に提示し、それぞれのワーキング・グループに検討を依頼する。この検討の段階で総長が参加して重要な課題の解決に向かっての討議がおこなわれる。全学委員会から各部局教授会へ合意に達するまで往復する。その後のプロセスは従来の方式で審議が行われる。

ここで行われたことは、意思決定のプロセスとして一つの優れた方式と思われる。ことに総長のリーダーシップを発揮するのに、全学委員会に大学の重要な議題を設定する際とその検討段階で直接に討議に参加することが重要であろう。従来から全学委員会をもって種々の問題を討議する方式は他の大学においても行われており、全学委員会の討議の段階においては総長の参加はないのが普通であったように考えられる。そのときは全学委員会から部局教授会、評議会との段階の最後で総長が意見をいれる順序がとられていたのではないだろうか。

総長を中心とする執行部体制と部局から選出された部局長と評議員との関係が今後新しいものに変わっていくかどうかは、部局長会議と評議会が管理機構のなかでどのような立場をとるかに依ると思われる。現在総長のリーダーシップがいい形で発揮されているときに、意思決定の迅速で柔軟な方式を具体化されることを切望する。この具体化は他大学にとっても貴重な先例となると思われる。

総長のリーターシップと学部の自治の問題並びに意思決定のメカニズムについては多くの審査委員の意見と提案等がだされた。幾つかの提案を順序不同に挙げてみよう。1 つには会議体を動かす大切なことは優れた企画を立案し、これに関する情報発信を徹底的に展開することに尽きるのではないか。2 つは教授会の審議事項を整理し、総

長室が関与できるものを明確にして執行部と学部との役割範囲を分ける。学部自治は教授の任用、教育・研究等にとどめる。3 つは管理運営の過程に事務局を有機的に組み込む必要があることなどである。

4)　研究と教育について

九州大学が入学者選抜から全学共通教育、専門学部教育、大学院教育と独自に種々の方策を考え、立案から実行へと努力されていることに期待と評価をするものである。その際次のことが考えられよう。

九州大学は日本における研究大学として、また C.O.E.として使命を果たさなければならない。研究大学においては恐らく殆どの教員がその専門分野において研究に没頭する毎日を送っているであろう。然し私達の知る限りはごく僅かな例外を除いて、それらの人々は教育についても優れた人々である。学部共通教育が学生にとって極めて重要なのは、ここで学問の面白さを知るからである。この面白さを教えることの出来るのは学問の進歩に携わってきた人であって、大学で研究者として活躍していることが教育にどれだけプラスに働くかはいうまでもない。

ただ学部共通教育が成功するかどうかはその内容の選択とその教育に教員が協力するかどうかである。これには教員の独り独りの意識のみならず、学部として協力体制をとることが是非必要である。

委員の意見の中には研究院と学府とに分けて大学の研究・教育体制を機動的にした点高い評価があると同時に、教育専任の教員も相当数必要ではないかという主張もあった。特に語学、情報技術、保健体育などの教育についてである。

入試制度の中に AO を導入し多様化における選抜の試みに期待している。この試みの具体的な結果、また事務サイドの責任による AO の方式など今後の入試選抜制度にとって極めて大きい影響をもっている。

教育と研究の評価のうち、研究については既にほぼ評価システムは確立されているが、教育の評価方法について現在もなお種々の提案がなされている。然し次のような事情から容易でないのが現状であろう。外部の教育機関に職を得る際の本人の評価は当然教育と研究についての業績一覧と推薦書等による。然し教育の面を取り出して本人だけの教育業績あるいは活動とすることに多くの疑問が残る。これについては今後評価システムが徐々に確立し、幾つかの体験を経て私共の納得できる方法が産み出されていくことを希望したい。

最後にこの度の外部評価が今後九州大学の立場から種々検討され、評価側にフィードバックされることを強く希望するものである。

〔中略〕

Ⅱ　「外部評価の取りまとめ」と九州大学の改革の課題について

Ⅱ.「外部評価の取りまとめ」と九州大学の改革の課題について

平成 13 年 3 月 23 日

九州大学自己点検・評価委員会

平成 12 年 3 月 2 日と 10 日の 2 回にわたって、「九州大学外部評価委員会」（委員長田中郁三武蔵学園理事長、前東京工業大学学長）が開催され、5 月 29 日に委員長から「九州大学外部評価」が総長あてに報告された。ここでは、「この度の外部評価が今後九州大学の立場から種々検討され、評価側にフィードバックされることを強く希望する」と述べられている。九州大学では、これを受けて平成 12 年 11 月 21 日の自己点検評価委員会において、「外部評価の取りまとめに関するワーキンググループ」（委員長　矢田俊文副学長）を発足し、その取りまとめにあたった。

「外部評価の取りまとめに関するワーキンググループ」は、平成 13 年 1 月 30 日と 2 月 13 日の 2 回にわたって、「九州大学外部評価」報告書を検討し、これを真摯に受けとめて、九州大学の改革に生かすという視点から、取りまとめに当たり、2 月 20 日に自己点検・評価委員会に報告した。これを受けて自己点検・評価委員会は、次のように取りまとめた。

まず、「九州大学外部評価」報告書では、平成 7 年 3 月 30 日に評議会決定した「九州大学の改革の大綱案」等に基づく九州大学の大胆な改革について高い評価を与えている。とくに、以下の諸点について指摘している。

1. 「大学のキャンパス移転という機会を積極的且つ意欲的にとらえ、新しい研究教育組織を構築していこうとする姿勢に、評価委員として十分理解し、また、敬意を表するものである。」（田中郁三委員長）
   （天野郁夫、大薗士郎、倉地幸徳、慶伊富長、作田守、玉川孝道、冨浦梓、西澤潤一委員も同様の指摘）
2. 「研究院・学府・学部体制が研究と教育の両組識を分けることによって、研究と教育の新しい事態につねにフレキシブルな対応ができる点に優れている。」（田中郁三委員長）
   （この点は、天野郁夫、荒木邦一、植木とみ子、冨浦梓委員も同様の指摘）
3. 「九州大学が従来の教授会または学部自治の管理方式から、どのように総長のリーダーシップを確立し学内の合意をとっていったかを今回の点検評価の主要な部分として取り扱われ」、重要な委員会を副学長が統括し、ここでの議論に総長が直接参加し、原案を作成し、これを部局長会議等に提案し、各部局教授会の合意に至るまで

往復するという「意志決定のプロセスとして一つの優れた方式と思われる。」（田中郁三委員長）

（この点は、とくに森正夫委員が詳細に指摘）

4. 「全学共通教育の施設・設備・履修指導・広報にみられる充実は、九州大学の学部一貫教育において全学共通教育が重視され、カリキュラムを中心とするその方法論及び実施体制が整備されている。」（森正夫委員）
5. 「入試制度の中に AO を導入し多様化における選抜の試みに期持している。」（田中郁三委員長）

（この点は、井村裕夫、倉地幸徳、作田守、冨浦梓、西澤潤一委員も高い評価）

6. 「綿密な計画のもとに、時間をかけて周到な自己点検・評価の作業を積み重ねてこられたことに、心から敬意を表したい。」（天野郁夫委員）「2 年間にわたる組織的な自己点検評価は学生・教員・部局長の意識レベルを完全に把握し得た点において十二分の成果をあげたものと評価する。」（慶伊富長委員）（作田守、冨浦梓委員も同様な指摘）
7. 「九州大学が我が国での大学全体の評価を最初に行つたこと」を高く評価。（田中郁三委員長）「他に先駆けて国立総合大学として初めて、全学的な外部評価を実施されることに敬意を表したい。」（天野郁夫委員）

以上のように、「大綱案」決定以来の九州大学の多様な改革について全般的に高い評価がなされる一方、今後一層の改革を推進するにあたって、改善すべき課題または具体的提案がなされた。ここでは、「1. 九州大学の理念」、「2. 学府・研究院制度」、「3. 大学の管理・運営」、「4. 教育と研究―とくに全学共通教育」、「5. その他」について整理する。

1. 九州大学の理念について

九州大学の理念については、二つの内容が同時併存している。

一つは、九州大学が、「日本を代表する研究大学」、「大学院重点大学」、「総合大学」、「基幹大学」であることを強調し、ここから

・「日本の COE としての使命を果たすこと」、「21 世紀における重点課題として新しい文化の形成を始め独創的な科学技術の創生に挑戦していく大学」、「国際的に活躍する人材を養成することが最優先の使命である」（田中郁三委員長）、
・「世界に誇れる創造性豊かな人材育成、研究活動、知的再生産のホットタブ」（倉地幸徳委員）
・「国際的に先導する研究大学を目指してその役割を果たすこと、同時に、国内・外で幾多の分野で活躍する有能な人材を輩出する教育機関としての役割を果たすこ

と」（作田守委員）

・「発信する研究成果は世界第一級のレベルでなければならないし、教育レベルも世界最高水準でなければならない」（福岡道生委員）という Center of Excellence の理念が強調されている。

これは、「大綱案」でうたった理念である「国際的先端的研究教育拠点の構築」と軌を一にするものである。

他方、「西日本の拠点大学」、「西日本の基幹大学」、「九州における学術研究と教育の中心」、「アジアの中核大学」といった指摘にあるように、九州大学の地域性を強調する方向がある。ここから、「西日本地区の大学との連携」（冨浦梓委員）、「アジアからの研究者、研究交流、連携、研究成果のアジアでの展開、さまざまな面でのアジア学の発展に力をいれる必要があろう」（玉川孝道委員）など、他の研究大学、基幹大学との差別化の必要性が指摘されている。

こうした点について、世界レベルの研究・教育拠点という側面と、アジアの中核、西日本の拠点としての性格をどう統一して理念を構築するか、「長期目標」の策定の大きな課題となろう。九州大学としては、「総合大学」、「研究大学」、「世界の（COE としての）大学」を前面にだしつつ、サブテーマとして「アジアの拠点大学」を位置づけるのが適当であると考えている。

2. 研究院・学府制度の導入について

九州大学が平成 12 年度から導入した研究院・学府制度については、その理念を中心に全般的に高い評価を得ているが、今後「起こりやすい注意点」について、いくつかの重要な論点が指摘されている。

筑波大学の経験から学べば、「研究院の改組・再編が進めば」、複雑な組織となり、多数の委員会や会議が不可避となるのではないか。また、「『研究院』という名称を与えることについては、それでなくとも研究に傾いた機能上、意識上の、あるいは価値的なバランスが、いっそう『研究』に偏するのではないかという危惧の念を免れることができない。」（天野郁夫委員）

「教育に専念する教官やこれらの各種センター所属教官については、千編一律むりやり『研究院』に押し込んで居心地の悪い思いをさせるよりも、別途の配慮が必要ではないか。」（荒木邦一委員）

「研究院も興味ある組織であるが、まだ従来の研究科をあまり出ていないように思われる。」（井村裕夫委員）

「『研究院・学府・学部制』に転換すること（が）…教員に意識されていないのではないか。」（慶伊富長委員）

「制度発足の理念に基づいた適宜・適切な組織が構築されるよう普段の評価、再

検討が必要になる。それを行うには組織内部のみの評価ではなく組織外部からの評価が必要」、「この方式がうまく運営されるには各教員の意識の変化とともに関連する機関の理解と協力が必要となろう。」（冨浦梓委員）

こうした指摘は、二つの内容に分かれている。

一つは、いまのところ「研究科」と変わらない、今後教員の意識が変わらないとうまく機能しない恐れがある。適切な運用に配慮する必要がある、というもの。

他方、このシステムが十分に機能することによって、組織が複雑になり、運営に多くの課題が生じる、というものである。

この点について、九州大学では、次のように受けとめる。

第 1 に、新しい学府・研究院制度を活用して、専門大学院である医学系学府医療経営・管理学専攻を医学、人間環境学、法学、経済学、薬学の 5 研究院及び健康科学センターの教官の参画で、また、学内共同教育研究施設であるシステム LSI 研究センターをシステム情報科学、工学、経済学の 3 研究院教官の参画で平成 13 年度に実現する予定である。また、平成 13 年度から導入される「21 世紀プログラム」も多数の研究院所属の教官の協力体制のもとではじめて可能となった。さらに、大学院の教育組織である「生命科学府（仮称）」、「社会文化交流専攻（仮称）」をはじめ物性科学研究センター、宙空環境研究センター、韓国研究センターなどの新しい学内共同教育研究施設も、研究院制度を前提として構想されており、平成 14 年度実現を目指して関係機関と折衝中である。今後、九州大学の教育研究にとって必要不可欠の組織を設置する場合は、全学の協力のもとで積極的に推進すべきである。

第 2 に、新制度はスタートしたばかりで、今の段階で色々な危惧を議論するのは早計の観は免れないものの、現時点で指摘されている運用上の課題を整理し、システムの改善に早期に着手することにより、一層柔軟かつ積極的に制度を活用していく必要がある。

3. 大学の管理運営（意思決定システム）について

九州大学の管理運営における総長リーダーシップの発揮については、その独自の方式について高い評価をえたものの、なお、いくつかの重要な課題が提起された。

その最も重要な論点は、「総長を中心とする執行部体制と部局から選出された部局長と評議員」の関係を明確にし、「意志決定の迅速で柔軟な方式を具体化することを切望する」というものである。そのため、「優れた企画を立案し、これに関する情報発信を徹底的に展開すること」、「2 つには教授会の審議事項を整理し、総長室が関与できるものを明確にして執行部と学部の役割範囲を分ける。学部自治は教授の任用、教育・研究等にとどめる。3 つには管理運営の過程に事務局を有機的に組み込む必要があること」の 3 点が提案されている。（田中郁三委員長）

第 1 については、「評議会のあり方を再検討し、評議会を実質的な審議ができるようにする」（井村裕夫委員）などの指摘がある一方、執行部の強化策として「副学長を増やすこと」、「副学長、補佐など大学執行部の強化」などが多くの委員から提起されている。（井村裕夫、倉地幸徳、作田守、玉川孝道各委員）。さらに、「部局長会議は、新しい管理運営機構のなかにどう位置づくのか」（天野郁夫委員）、「部局長会議が部局利益代表会議であり、全学管理執行機関としての必要性が認識されていない。」（慶伊富長委員）、などの指摘がある。

第 2 については、「総長、副学長、総長特別補佐、事務局長をメンバーとする少数の執行部」、「執行部の任にあたる教官の管理職専任者」とし、迅速な企画、実行を推進すること（大薗士郎委員）、「会議時間の節約方法」、「自分のやりたいことが自由にやれることを学内民主主義と錯覚」する誤れる教員意識の改革、「教員個人といえども大学の構成員の一人である以上は大学全体の運営方針にそった行動が必要とされる。」（冨浦梓委員）、「教員が従来からの『部局自治』、『学内民主主義』、まして『教授会満場一致の原則』の幻想」からの脱却（福岡道生委員）など、多様な指摘がなされている。

こうした 3 点の指摘について、九州大学では、以下のような点での検討が不可欠であると考える。

第 1 に、国立学校設置法の改正によって、評議会は審議機関であることは、明確であり、実質審議が保証されなければならない。他方、多数のメンバーで多くの議題を長時間かけて審議することは現実的には困難であることから、いままで部局長会議等において実質審議を行って、評議会を開催してきた。しかし、この結果、部局長とこれ以外の評議員との間に議題に関連する情報の格差が生じ、実質審議がし難い雰囲気をつくりだし、評議会の審議が「形式化」していることは否定できない。そのため、何らかのシステム上の改善が必要となっている。

第 2 に、具体的に、評議会内にいくつかの常任委員会（仮称）をおき、すべての評議員がどれかの常任委員会に所属し、関連する分野について、ここで実質審議を行う方法、あるいは、議題の圧倒的部分を占める諸規則の制定・改廃について、前もって原案を配付し、時間をかけず一括審議の対象とし、重要な議題に絞って審議する方法などが考えられ、今後一層の検討が必要となる。

第 3 に、執行部体制の強化については、総長、2 人の副学長のほか新たに副学長を 1 名増やして 3 名とし、若干の専任教官を総長特別補佐に指名すること、さらに総長補佐を執行部の一員として企画や実務活動に参加させることなど、の具体的な改善案が提起され、実行に向けた検討が急がれる。

4. 全学共通教育について

教養部の廃止以降の全学共通教育についても、多くの指摘がなされている。「報告書」では、「学部共通教育の成功するかどうかはその内容の選択とその教育に教員が協力するかどうかである。これには教員の独り独りの意識のみならず、学部として協力体制をとることが是非必要である。」(田中郁三委員長)と論点を整理している。

教養教育や全学共通教育の重要性については、殆どの委員が強調している。

・「人文ないし教養教育、つまり学術全体に共通する基本学識養成の重要性は、いまさら喋々するまでもない。」(荒木邦一委員)

・「専門知識はあれども、一般常識に欠けるとされる学生が結構多い。」「一般教養教育も重要な役割を果たしていたことが再認識」される。(作田守委員)

・「専門教育のなかで専門性を身につけるためには、今後、ますます幅広い教養教育が重要」になる。(福岡道生委員)

こうした点での九州大学の全学共通教育の熱心な取り組みについては、前述したように全般的に高く評価された。しかし、なお改善すべき諸点として次のような指摘がなされた。

・「すべての教官が教養教育についての認識を深め、協力しようという態勢を作ること、学部が責任を負うという意識を徹底させること」である。(井村裕夫委員)

・「全学共通教育の責任体制の整備が不可欠」である。(慶伊富長委員)

・「教養教育の意義を、新入学生に、最初に充分に理解させることが重要」である。(大薗士郎委員)

また、この間の実施体制について、大学教育研究センターが中核的機能を発揮したこと、「センターの存在なくして九大の全学共通教育の今日の高い水準はない。」とセンターの役割を高く評価しつつ、今後のあり方について、「センターのみに依拠して全学共通教育の企画・運営を行い、実施責任を果たすことは困難である。これらの欠点を克服するため、各科目ごとに世話部局の設置が構想されているが、「強力な管轄権をもつ組織なしには、全学統一の方針を持つ共通教育が崩壊することは必至である。 将来を展望して残された途はただ一つである。それは、一方で、センターを全学共通教育から一旦切り離し、全学共通教育を含む大学教育全体の調査・研究組織として再出発させ、他方で、全学のすべての学部から全学共通教育の新たなエキスパートを育成・結集して新たな全学共通教育実施委員会を編成することである。」と森正夫委員は、深い考察を行っている。

そのほか、「『自由学部』創設の構想がある。改革の方向としてまことに時宜をえたものと期待している。」(荒木邦一委員)

こうした指摘に対し、九州大学では、次のように対応したい。

九州大学では、すでに平成 12 年度から大学教育研究センターを原則として本来の大学教育研究の任務に戻し、新たに「全学教育機構」を立ち上げたこと、ここで世話部局制度を取り入れ、部局の責任体制の明確化を進めた。重要なことは、これらの新たなシステムを今後どのように機能させて、如何に「幅広い教養教育（リベラルアーツ)」を実現していくかである。

また、「専門教育重視」が教官の間には根強く残っており、このような中で質の高い教養教育を実現していくためには、全ての教官が認識を深め、協力しようという態勢を作るとともに、できるだけ多くの教官が「教養教育」も担当できる能力を開発することが必要である。他方、教養教育の「エキスパート」の育成についても、その正否を含めて、今後検討していく必要がある。

「自由学部構想」への期待が述べられているが、これは「21 世紀プログラム」として実現している。

このように全学共通教育については、こうした外部評価の流れと軌を一にして、平成 12 年度に大胆な制度変革を行い、実行に移している。

5. その他

以下のような指摘がなされており、今後の改革に取り入れる必要がある。

(1) 韓国研究センターの設置に代表されるように、九州地区とくに朝鮮研究にとって歴史的にもまた地理的にも最適な場所であることはいうまでもない。今後さらに新しい地域研究が育つことを切望したい。」（田中郁三委員長）

「韓国研究センターが発足すること。一衣帯水の福岡は朝鮮研究には最適の地である。新しい地域研究が生まれることを期待したい。」（井村裕夫委員）

「アジア言語についても教育体制の強化を図るべき」である。（玉川孝道委員）

「韓国研究センターを開設して積極的に推進を行っていることは大いに評価されるべきである。」（西澤潤一委員）

(2) 「新キャンパスの周囲に九州の特徴を生かした企業、ベンチャーが集まって新しい研究クラスターになることを望みたい。」（井村裕夫委員）

(3) 「男性と女性の教授の数には差があるようです。国際的な大学になっていますのでこれについて検討すればいいのではないかと思います。」（ホセ・デルコス委員）

以上、「外部評価」によって改善すべきとして指摘された「1. 九州大学の理念」、「2. 学府・研究院制度」、「3. 大学の管理・運営」、「4. 教育と研究――とくに全学共通教育」の 4 点については、以下のように平成 12 年度に早くも実行に移しているものが少なくなく、「改革サイクル」は確実に起動しているとみることができる。

1. 「九州大学の理念」については、平成 12 年 11 月 21 日の評議会において「九州

大学教育憲章」を制定し、現在「九州大学学術憲章」について検討中である。

2.「学府・研究院」制度を活用した「21 世紀プログラム」や新しい教育組織、学内共同教育研究施設はすでに平成 13 年度に設置される予定であり、引き続き新しい学府や複数の学内共同教育研究組織が構想されている。また、運用上の課題の改善案についても、平成 13 年度からの施行に向けて具体策が了承された。

3. 専任教官を総長特別補佐に指名することによる執行部体制の強化については、平成 13 年度から実行することが評議会で了承されるとともに、副学長 3 名体制の実現については、平成 14 年度実行に向けて関係機関に提案している。

4. 全学共通教育については、先に指摘したように、「全学教育機構」の発足と「21 世紀プログラム」の実施によって、すでに実行段階に至っている。

他方、残された課題についても速やかに検討し、実行に移すことが必要である。

九州大学外部評価委員会委員名薄

（任期　平成 11 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日）

委員長	田　中　郁　三	学校法人根津育英会理事長・武蔵学園長
	天　野　郁　夫	国立学校財務センター研究部長・教授
	荒　木　邦　一	荒木法律事務所弁護士
	井　村　裕　夫	科学技術会議議員
	植　木　と　み　子	福岡市民局長
	大　薗　士　郎	エーザイ株式会社顧問
	倉　地　幸　徳	ミシガン大学教授
	慶　伊　富　長	北陸先端科学技術大学院大学名誉教授・東京工業大学名誉教授
	作　田　　守	大阪大学名誉教授
	玉　川　孝　道	西日本新聞社取締役編集局長
	冨　浦　　梓	新日本製鐵株式会社顧問
	西　澤　潤　一	岩手県立大学長
	福　岡　道　生	日本経営者団体連盟専務理事
	ホセ・デルコス	ラ・サール高等学校校長
	森　　正　夫	愛知県立大学長

685　九州大学教員の任期に関する規則

（2001（平成 13 年）年４月１日制定）

九州大学教員の任期に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教員の任期について必要な事項を定める。

（教育研究組織及び職等）

第二条　任期を定めて任用する教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

（任用の同意）

第三条　任期を定めて教員を任用する場合には、別紙様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

（公表）

第四条　この規則を定め、又は改正したときは、本学の学報等により、広く周知を図るものとする。

（雑則）

第五条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、評議会の議を経て、総長が別に定める。

附　則

1　この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2　この規則の施行後に任用される生体防御医学研究所附属感染防御研究センターの教員のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が平成二十三年四月一日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成二十三年三月三十一日までとする。

別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	部門、講座、研究部門等				
	全部門	教　授	十年	再任可	法第四条第一項第一号
		助教授	六年	再任可	法第四条第一項第一号

生体防御医学研究所		講　師	四年	再任可	法第四条第一項第一号
		助　手	四年	再任可	法第四条第一項第一号
	附属遺伝情報実験センター	教　授	十年	再任可	法第四条第一項第一号
		助教授	六年	再任可	法第四条第一項第一号
		講　師	四年	再任可	法第四条第一項第一号
		助　手	四年	再任可	法第四条第一項第一号
	附属感染防御研究センター	教　授	十年	再任可	法第四条第一項第一号
		助教授	六年	再任可	法第四条第一項第一号
		講　師	四年	再任可	法第四条第一項第一号
		助　手	四年	再任可	法第四条第一項第一号

〔註〕原本縦書き。